

平成30年1月18日  
於  
府中市立教育センター

平成30年第1回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

平成30年第1回府中市教育委員会定例会議事録

- 1 開 会 平成30年1月18日(木)  
午後2時00分  
閉 会 平成30年1月18日(木)  
午後5時10分
- 2 議事録署名員  
教育長 浅 沼 昭 夫  
委 員 松 田 努
- 3 出席者  
教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 崎 山 弘  
委 員 齋 藤 裕 吉 委 員 那 須 雅 美  
委 員 松 田 努
- 4 欠席者  
なし
- 5 出席説明員  
教育部長 関 根 昌 一 文化スポーツ部長 五味田 公 子  
教育部次長兼学務保健課長 堀 江 幸 雄 文化スポーツ部次長兼スポーツ振興課長  
教育部副参事兼指導室長 伊 藤 聡 文化生涯学習課長 古 田 実  
教育総務課長 志 摩 雄 作 文化生涯学習課長補佐 平 野 妙 子  
教育総務課長補佐 遠 藤 公巳明 ふるさと文化財課長 江 口 桂  
学校施設課長 山 田 英 紀 ふるさと文化財課長補佐 渡 辺 純 子  
学校施設課長補佐 藤 原 英 行 スポーツ振興課長補佐 英 太 郎  
給食センター所長 時 田 浩 一 図書館長 青 木 達 也  
給食センター整備担当主幹 大 井 孝 夫 図書館長補佐 酒 井 利 彦  
指導室長補佐 鈴木 正 憲 美術館副館長 青 木 眞 輝  
学校教育指導担当主幹 日 野 正 宏 美術館副館長補佐 須 恵 正 之  
統括指導主事 田 村 貴代美 志 賀 秀 孝  
指導主事 棗 まゆみ  
指導主事 田 中 繁 広
- 6 教育委員会事務局出席者  
教育総務課係長 鈴木 紘 美  
教育総務課事務職員 松 本 万衣子

## 議 事 日 程

### 第 1 議事録署名員指名について

### 第 2 会期決定について

### 第 3 議 案

#### 第 1 号議案

平成 3 0 年度予算に対する意見の聴取について

#### 第 2 号議案

平成 2 9 年度府中市教育委員会表彰について

#### 第 3 号議案

平成 3 0 年度学校医等の委嘱について

#### 第 4 号議案

府中市学校給食の提供に関する規則

#### 第 5 号議案

第 4 期府中市子ども読書活動推進計画について

#### 第 6 号議案

府中市立公民館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

#### 第 7 号議案

府中市生涯学習センターに係る利用料金の適正化に伴う条例の改正の申出について

#### 第 8 号議案

府中市郷土の森博物館に係る利用料金の適正化に伴う条例の改正の申出について

#### 第 9 号議案

府中市体育施設に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

#### 第 1 0 号議案

府中市立体育館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

#### 第 1 1 号議案

府中市美術館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

#### 第 1 2 号議案

府中市立教育センターに係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

### 第 4 報 告 ・ 連 絡

- (1) 寄附の採納及び感謝状の贈呈について
- (2) 平成 3 0 年度八ヶ岳府中山荘臨時休館日について
- (3) 学校閉庁日の実施について
- (4) 平成 3 0 年度社会教育施設の臨時休館日等について

- (5) 府中のお宝！武蔵府中熊野神社古墳を未来に伝える！  
時を超えて 古墳を語り 古墳は歌う  
～古墳特別講演会と古墳ステージの上演～の開催について
- (6) 没後250年記念「川崎平右衛門ゆかりのまち交流事業」名勝小金井桜  
後継樹植樹式の開催について
- (7) 開館30周年記念郷土の森「梅まつり」の開催について
- (8) 開館30周年記念特別展「徳川御殿@府中」の開催について
- (9) 「府中市民美術展2018」の開催について

## 第5 その他

## 第6 教育長報告

## 第7 教育委員報告

午後2時00分開会

教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、平成30年第1回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか松田委員をお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

本日は追加議案7件を含めまして、議案が12件ございます。

傍聴許可

教育長（浅沼昭夫君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） では、お願いいたします。

本日の追加議案である第6号議案から第12号までは、市議会提案前であることから非公開扱いとし、議事進行の都合上、最後の審議としてよろしいでしょうか。

それでは、日程第7、教育委員報告の後、定例会を中断し、非公開会議で定例会を再開して本件を審議いたします。なお、この分の会議録については、後日ホームページ等で公開してまいります。

傍聴の方に申しあげます。本日の第1号議案につきましては、手続未了のため、資料を一部省略して配付しております。また、第2号議案、第3号議案につきましては、個人情報記載されているため、議案の鑑のみでお配りしています。

第1号議案 平成30年度予算に対する意見の聴取について

教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第1号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、第1号議案、平成30年度予算に対する意見の聴取についてご説明いたします。

この議案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、平成30年度予算案を、本年第1回市議会定例会に提案するにあたり、市長から教育委員会へ意見聴取の依頼がございましたので、お諮りするものでございます。ご審議を踏まえ、市長からの依頼に対する回答を1月23日までに回答することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、これからご説明する予算額につきましては、教育部及び文化スポーツ部各課の歳入予算見積額及び歳出予算要求額をまとめたもので、確定額ではございません。まとめた後に財政当局による調整等があり、既に金額が変更となっている箇所もございまして、あらかじめ

めご承知おきください。また、歳出予算における事務局職員の職員給与費などの人件費につきましては、省略させていただいております。

それでは概要を説明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。表紙をおめくりいただき、A4縦の「平成30年度教育関係歳入予算案 総括表」をご覧ください。全体では、平成29年度予算に比べまして、6億8千24万5千円の増となる17億5千323万9千円となっております。使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金など各項目でみますと減っている項目が多いものの、下のほうの段に表記のあります諸収入につきましては、大幅に増えております。これは、来年度より公会計化される給食費の収入によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。議案の最終ページ、参考資料の「平成30年度府中市の教育に関する歳出予算」をご覧ください。

概算ではありますが、平成30年度の一般会計歳出予算全体としては955億円の見込みとなっております。この予算編成に当たっては、地域の「安全」と市民の「健康」に関する施策、まちへの「愛着」と「おもてなし」に関する施策、及び市民との「対話」と「協働」に関する施策を充実させていくという考え方が織り込まれております。

一般会計歳出予算額でございますが、平成30年度は前述のとおり全体では概ね955億円となっております。このうち教育費は122億233万2千円で、割合としては12.8%を占めております。

次に、平成30年度教育費の内訳でございますが、ご覧の表のとおりとなっております。なお、一般会計歳出予算額における教育費の額及び平成30年度教育費内訳における合計額は、学校教育及び文化・スポーツの施策以外の教育費予算も含んだものでございます。

最後に、教育費の主な新規・レベルアップ・投資的事業について、ご説明申し上げます。

初めに、学校教育についてでございます。新規事業といたしましては、小・中学校での情報セキュリティ対策、教職員健康検査事業を、レベルアップ事業といたしましては、小中学校視聴覚備品整備事業、副校長等校務改善支援事業、小中学校国際理解教育推進事業費事業を、投資的事業といたしましては、府中第二小学校の校舎増築事業、小中学校の窓ガラス飛散防止対策事業、小柳小学校のプール改修事業を行ってまいります。

続きまして、文化・スポーツについてでございます。新規事業といたしましては、生涯学習推進計画の策定、武蔵国府跡（国司館地区）管理運営、府中市美術館展覧会事業を、レベルアップ事業といたしましては、市史編さん事業、府中市美術館展覧会事業費を、投資的事業といたしましては、郷土の森博物館整備事業、武蔵府中熊野神社古墳保存整備事業、朝日サッカー場改修事業を行ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君）事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

委員（崎山 弘君）歳入の内訳の2ページのところ、国庫支出金の部分、小学校の修学旅行費補助金で、額としては大した額ではなくて、79万7,000円。セカンドスクールが対象事業と認められるため、国庫補助金が増えたということになっていますけれども、これは何か新しい制度ができたのですか。それとも以前からある制度でこれが利用できるようになったとするならば、今年から利用できるようになった理由はあるのでしょうか。

教育部次長兼学務保健課長（堀江幸雄君） ここは、生活保護受給世帯の旅行費補助金でして、費用の2分の1の補助が出ております。セカンドスクールというのは、府中市独自の事業でしたので、今まで国庫の補助がありませんでしたが、国に問い合わせ認められないものかと尋ねたところ、認められることが判明しましたので、平成30年度から補助の対象事業となっております。

委員（崎山 弘君） 今度歳出のほうで、レベルアップ新規事業として、教職員健康診査事業というのがレベルアップ新規事業に入っていますけれども、これは最初のどこの項目に入るのかということ、あと、どのような健診項目が新たに追加になっているのか、具体的に教えていただけるとありがたいです。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 新たに加えた項目でございますが、メンタルヘルスに関するチェックというものを、新たに取り入れるところでございます。経費といたしましては、確認してすぐお伝えいたします。

教育長（浅沼昭夫君） では、少し時間をいただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

委員（齋藤裕吉君） 一番最後のページになります、主な新規レベルアップ投資的の事業ということで、学校教育の新規事業のところ、小・中学校での情報セキュリティ対策とありますけれども、もう少し内容をご説明いただきたいです。

指導室長補佐（鈴木正憲君） セキュリティの関係でございますが、こちらは現在運用しております、学校教育ネットワークにつきまして、東京都が構築しております、都区市町村情報セキュリティクラウドに参加をするものでございます。今年度、現在本市で運用しておりますネットワークにつきまして、校務用と教育用の分離及び徹底した運用が図られたため、参加が可能になったことから、次年度より参加をするというものでございます。なお、本市指導部局につきましては、平成29年度に参加をしております。参加をすることによりまして、セキュリティの対策にかかる費用、市管理部分が大幅に削減することが期待されております。

委員（齋藤裕吉君） 参加することによって経費が大幅に削減されるということですか。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 本市独自でセキュリティ対策を構築する必要がなくなる部分がございますので、その分経費を削減することが可能となります。また今回、予算計上しております部分は、当初の接続にかかる経費でございますので、次年度以降はかからないということになっております。

委員（齋藤裕吉君） 私がわからないので教えていただければと思うのですが、新規事業にセキュリティ対策と入っていて、市の持ち出しの経費がかからなくなるという関係、意味がちょっとよくわからないのですけれども、もう少し説明していただけますか。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 市のほうで、現在独自でセキュリティ対策を講じており、今後も講じる必要性が出てきますが、そういった部分につきまして、全てこの東京都のセキュリティクラウドのほうで対応していただけることとなります。したがって、市の経費につきましては削減できるものとしております。

教育部長（関根昌一君） 対応でございますが、東京都のクラウドを使うという意味でございますが、今までは直で市のところにインターネット管理を行ってきたのですが、東京都

のクラウドをかませることによりまして、1回東京都にデータが入りまして、そこから市データをひきます。そこで1回、セキュリティ関係が担保されるようなシステムでございます。これは、29年度に関しましては、市はそういった形になっておりますが、教育委員会はそうになっておりませんので、来年度からそういった形にしたいということでございます。1回、物理的にものをかませるような感じでございます。

委員（齋藤裕吉君） システム的には大体イメージはわかったのですが、ということ、予算的には地域に必要な予算が必要ではないと、不必要になったと。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 今回、いわゆる参加費みたいなイメージでございまして、参加するに当たりまして、接続作業は発生します。そのための負担金ということになります。ですので、あくまでも昨年度1回だけの支出でございます。

教育長（浅沼昭夫君） ということで、新規事業のカテゴリーに入れているのだということによろしいですね。

委員（齋藤裕吉君） わかりました、臨時的な、一時的な支出ということですね。

指導室長補佐（鈴木正憲君） よろしいでしょうか。先ほど答弁漏れがございましたので。

メンタルヘルスチェックの関係でございますが、予算につきましては、資料の歳出の2ページの小学校費の10、学校保健体育費の上から3つ目、教職員健康検査費、こちらに含まれております。小学校費用。中学校費につきましては、4ページの上から2行目の教職員健康検査費、こちらに含まれております。

委員（崎山 弘君） ではもう1回質問を。先ほどのセキュリティだと、この予算書、全部100%増になっているわけですが、今こうやって内訳書で見ると、検査費自体は、今回減っているわけですね。新規事業が入っているけれども、何かを減らしたから新規事業ができていけるわけで、その出し入れの部分が何かを、当然そういうことをやっていいとは思いますが、これは要らなくなったらやめた、だからこれを出したということではないと思うのですが、どういうものが減ったのか教えていただければと思います。

教育長（浅沼昭夫君） その中身についてということですね。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 検査項目につきましては、見直しを図らせていただきまして、まず、市の職員のほうが行われている検査項目と照らし合わせて、手厚く行っていた部分、あと、対象者が少なかった部分の検査項目について、次年度は見直しを図らせていただいております。少しお時間をいただければと思うのですが、申しわけございません。

委員（崎山 弘君） 確かに最近の健康状況というのは、大規模企業は必ずメンタルヘルスをチェックしないと法外化されていますので、必要な部分だと思うのです。今、手厚かった部分を減らしたというのは、具体的にどういうものを減らしたのかと、私は医者として興味があるので、ちょっと調べてお伝えいただければありがたいです。

教育長（浅沼昭夫君） わかりました。では少し時間をいただいてということをお願いいたします。では、ほかのご質問で、よろしいですか。

委員（那須雅美君） 指導室関連のことでお伺いします。副校長等校務改善支援事業費が63%アップということで、これは大変いいことだと思いますが、副校長等校務改善支援ということで「等」がついているので、一般教員への事務補助とかになると思うのですが、学校には実際に教室に入る人以外にも、例えば事務室の事務補助がいたり、いろいろ

な事務的なことをする補助員のための支援のお金というのは、この副校長等校務改善支援事業以外にあるのかどうかということをお聞きしたいのと、あと、2つ目は、歳入の部分で、オリパラ教育推進校云々という歳入の事業名があるのですが、歳出のところには、事業名としてオリパラの言葉がどこにも見当たらないのですが、これはどの辺に組み込まれているのか、この2点をお伺いしたいと思います。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） ちょっとご質問の意図が合っているかどうか分からないですけども、補助員さんで、教員の補助をする方がほかにいるかということによるのでしょうか。

委員（那須雅美君） 実際に子どもを教えるわけではなく補助的に、例えば子どもに直接関わるのではなくて、資格を持っていなくても丸つけだけをするとか、何か入力だけをするとか、事務補助的なことで先生方の補助ができるようなシステムがあって、どこかに予算があるのかどうかというのを伺えますか。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 教員に対して純粹に事務補助をするというシステムは今までございませんでした。ですから、今回、副校長等校務改善支援事業が拡充されることによって、増えた分はその分、教職員の事務補助に充てるというような考え方で進めているところでございます。

指導室長補佐（鈴木正憲君） オリパラの予算でございますが、歳出につきましては、1ページの中段、15の教育指導費の上から6行目の評価等研究事業費になります。

委員（那須雅美君） ありがとうございます。結構、先生方の事務が大変だということをお伺ったので、これで予算が増えて、少しでも先生方の事務負担が軽減されるといいと思いますが、あとは人ですね。それができる人を見つけるのが多分大変だと思います。

あともう1つ教えていただきたいのが、道徳の教科化だとか、英語が始まるとかいろいろなところで、その道徳に対してとか、英語教育に対してという言葉を見つけることはできたのですが、私の記憶が定かでないのですが、32年度から小学校でもプログラミングを導入するような話があったかと思うのですが、その準備のための資金とか、あとは、先生方が授業研究を行うための費用というのは、ここに見込まれているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） まず1点目のプログラミング教育についてですが、特にこの中で、まだ予算は入っていません。ただ、来年度から東京都の事業で、プログラミング教育を推進するためのモデル事業が実施されるので、新たに東京都から年間50万円の予算がついて、実施する予定でいます。だからこれについては、来年度改めて補正を組んで参入するという形になるかと思えます。

2点目の研修費用は、色々な中に丸め込まれていまして、教員研修費であるとか、教科等、先ほど出ていました教科のお金ですね。そういう中に含まれています。

委員（那須雅美君） 一本で挙がっているわけではなくて、いろいろなところに配られているんですね。ありがとうございます。いずれにせよ、貴重な税金なので、しっかり使っていただければと思います。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。では、松田委員、お願いします。

委員（松田 努君） 歳出の9ページの朝日サッカー場改修工事で、差異が2億5,000万円くらいあると思うのですけれども、その理由で、照明設備工事を実施予定のためとあるのですけれども、実施するけど2億5,000万円使わないというのは、何か理由があるのでしょうか。

スポーツ振興課長補佐（青木達也君） 朝日サッカー場改修工事費用の関係でございますけれども、今年度、朝日サッカー場につきましては、組織委員が示すガイドラインに基づく整備をさせていただきまして、その金額がこちら、29年度の約3億2千万円と。基本的にはその整備につきましては終了させていただきまして、そちらは減と。それに対しまして、来年度、追加で夜間照明、いわゆるナイター施設のほうを計上させていただくということで、こちらの表記とさせていただいておりますが、予算の比較においては減という形になってございます。

委員（齋藤裕吉君） では、質問いいですか。歳出の4ページのところですね。道徳の教科化に対応するためということで、予算の増額をしていると思うのですけれども。道徳の教科書が国庫負担になるわけですね、だから減るのではないかと思うのですけれども、道徳が教科化されたことによって予算が増えるというのはどういう意味なのかなとちょっと思いまして、どうでしょうか。

指導主事（棗まゆみ君） 道徳の教科化によって、児童には教科書が配付されるのですけれども、指導用、教師用の指導に関する資料等につきまして、費用がかかっているということでございます。

委員（齋藤裕吉君） わかりました。では、もう1点お聞きしたい。一番最後、総括のところにも入っているのですけれども、第二小学校の校舎増築事業ということで、今回入っておりますけれども、二小が大規模化しているというのは、皆さん承知だと思うのですけれども、増築という、どの程度の増築で今、進めようと考えているのか。増築で間に合いそうなのか、その辺の見通しなどをお伝えしていただければと思います。

学校施設課長補佐（藤原英行君） 第二小学校の増築につきましては、規模は680平方メートル程度の鉄骨2階建てを計画しております。

学校施設課長（山田英紀君） 680平米は規模的なものでして、基本的には増築をすることによって、普通教室を4室程度増やす予定であります。ただ、今、現場でも調整するのですけれども、その増築するところに、今のところの予定では、本校舎にあります特別教室、2室をそちらに移動して、本校舎の特別教室があいたところに普通教室を4教室改修して、1つの学び舎に生徒をそこで、一般の普通教室を整備するような予定で今、動いています。

対応につきましては、学務保健課と調整しているところなのですけれども、平成33から34年に、1,200半ばくらいの児童が増加すると予測を立てているところですが、今回の増築において、そこまでの対応は可能と考えております。今のところ、マックスで1,270~80人というところを見ているのを見込みまして、今回の増築を進めようとしております。

委員（齋藤裕吉君） わかりました。ギリギリですね。

教育長（浅沼昭夫君） では、先ほどの件ですね。減少した内容について。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 削った内容についてでございますが、選択式で用意しておりました、胃カメラの検査、そちらを削除させていただきました。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問はいかがでしょうか。

委員（那須雅美君） 予算の使い方のことで伺いたいのですけれども、学校の校長先生によってご意見はさまざまだと思うのですけれども、予算立てされた、項目枠を超えて、目が違うけれども、こっちでちょっと余ったから、違うもので使いたいとか、学校を経営する中で融通をきかせることは、学校判断でできるのかどうか。もしできないのであれば、できるよう、そうしたいという先生がいらっしゃった場合に、現場がやりやすいように予算のやりくりをつけられるような手だてはどういうものがあるのかどうかを教えてください。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 学校予算につきましては、教育委員会から各費目に応じまして、また、学校規模と勘案しまして配当させていただいております。ただ、やはりそういった規模、最初から加味した上で配当してございますので、基本的には配当替えですとか、配当の増というのは認められないところではあるのですけれども、臨時的にどうしても出てくる費用もございます。そうした場合には、別の予算を措置しまして、新たに配当したりですとか、今、学校のほうで持っているものを別の課目に配当替えしたりですとか、そういったものは、無尽蔵にはできませんが、できる限りのものは事務局としましても対応しているところでございます。

委員（那須雅美君） ありがとうございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご質問はこの程度にしまして、ご意見ございましたら、お願いします。

よろしいですか。それではお諮りします。第1号議案「平成30年度予算に対する意見の聴取について」、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり承認といたします。

---

#### 第2号議案 平成29年度府中市教育委員会表彰について

教育長（浅沼昭夫君） 続いて第2号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、第2号議案、平成29年度府中市教育委員会表彰について、お手元の資料に基づきご説明いたします。

府中市教育委員会では、「府中市の教育文化の振興発展に貢献し、その功績の顕著なもの及び他の模範とするに足る成績又は行為のあったもの」に対し、府中市教育委員会表彰規程に基づき表彰を行うことになっており、「府中市公立学校の児童及び生徒」を表彰しております。

また、規程に定めるもののほか委員会が適当と認めるときは感謝状を贈呈することができます、とされております。

平成29年度府中市教育委員会表彰の候補者につきましては、各小・中学校から推薦をいただいた児童・生徒について、平成30年1月9日に審査会を開催し、審査したもので、その結果に基づき、本定例会にお諮りするものでございます。

なお、学校教育に対する協力に関する感謝状贈呈者についても、審査会にて審査をいたしました。

まず、小学校からご説明いたします。議案2ページをご覧ください。推薦は全部で18件ありましたが、表彰となる条件を満たさないものが6件あったため、最終的に12件が候補者となっております。

表彰の内容は、区分別件数といたしまして、福祉活動によるものが4件、伝統文化の継承等によるものが3件、奉仕活動によるものが1件、スポーツ活動によるものが3件、文化活動によるものが1件でございます。

それでは、資料左側の番号に沿いまして、個々にご説明いたします。

まず、福祉活動によるものでございますが、番号で申し上げますと、5番、9番、10番、12番の4件です。高齢者施設などへの慰問活動を行った場合がこれに含まれております。2つ目に伝統文化の継承等によるものですが、6番、8番、11番の3件です。和太鼓やよさこいといった伝統文化を継承する活動を行った場合がこれに含まれております。

3つ目に、奉仕活動によるものでございますが、1番の1件です。地域に貢献する活動を行った場合がこれに含まれております。

4つ目に、スポーツ活動によるものですが、3番、4番、7番の3件です。3番がバドミントン、4番と7番が陸上で、それぞれの競技で活躍したものでございます。

最後に、文化活動によるものですが、2番の1件です。これは、全国規模の大会で入賞し、優秀な成績を収めたものでございます。

次に、中学校についてご説明いたします。3ページをご覧ください。推薦は全部で13件ありましたが、該当とならなかったものが5件ありましたので、最終的に8件が候補者となっております。

表彰の内容は、伝統文化の継承等によるものが2件、奉仕活動によるものが1件、スポーツ活動によるものが4件、文化活動によるものが1件でございます。

まず、伝統文化の継承等によるものですが、2番、6番の2件です。2件とも和太鼓部が該当しております。

2つ目に、奉仕活動によるものでございますが、7番の1件です。長年にわたり地域に貢献する活動を行ったものでございます。

3つ目に、スポーツ活動によるものですが、1番、3番、4番、8番の4件です。1番が剣道、3番と4番が卓球、8番が水泳で、それぞれの競技で活躍したものでございます。

最後に、文化活動によるものですが、5番の1件です。これは、東日本代表として全国大会に出場したものでございます。

次に、感謝状贈呈についてご説明いたします。4ページをご覧ください。推薦は全部で2件あり、いずれも対象と考えております。

内容としましては、2件とも学校教育に対する協力でございます。1番が放課後の見守りボランティアに係るもの、2番が学校図書館の運営支援に関するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、表彰式は、平成30年2月28日、水曜日、午後4時から、当教育センターでの開催を予定しております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問ございますか。

委員（那須雅美君） 昨年のこの議案の審議をした際に、審査基準を整理して、次年度の表彰を検討するというご説明があったかと思うのですが、そちらのほうの審査基準の整理という点に関して、進捗状況を教えていただければと思います。

教育総務課長（志摩雄作君） 今の表彰のあり方検討委員会を開催いたしております、今の審査状況でございますが、既に2回開催しているという状況でございます、児童・生徒の表彰基準につきましては、今、校長会に対してこの案でいいかということで、案文を提示しているところでございます。その後、校長から回答がありまして、それを踏まえてもう一度あり方検討委員会を開催するという予定でございます。事務局の方向性、審査基準をこの方向性で考えている点は3つほどありまして、1点目は、客観性のある、わかりやすい基準にしたいというのが1点目です。もう1つは、公平性をしっかり担保していくというのが2点目です。3点目は、これまで表彰している過去の基準に基づいた実績も整合性をちゃんと図っていこうということで、基準を整理していきたいと考えております。

委員（那須雅美君） ありがとうございます。よくわかりました。

都で表彰されているけれども、今回、府中では表彰されていない子とかもいると思うので、明確な基準を設けていただければいいと思います。

教育長（浅沼昭夫君） ご質問いかがでしょうか。ご意見いかがですか。よろしいですか。

それではお諮りします。第2号議案「平成29年度府中市教育委員会表彰について」決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

---

### 第3号議案 平成30年度学校医等の委嘱について

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第3号議案の審議に入ります。第3号議案は「学校医等の委嘱について」ですが、崎山委員への委嘱に関する内容が出てまいります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、崎山委員は審議に参加することができませんので、恐れ入りますが審議が終わるまでご退席をお願いいたします。

（崎山委員 退席）

教育長（浅沼昭夫君） それでは議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

教育部次長兼学務保健課長（堀江幸雄君） それでは、第3号議案、平成30年度学校医等の委嘱につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

幼稚園及び各小中学校に配置する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましては、学校保健安全法第23条の規定に基づき、教育委員会が行うものでございます。

平成30年度の委嘱に当たりましては、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会からご推薦いただきまして、内科医34名、精神科医2名、眼科医9名、耳鼻科医7名、歯科医36名、薬剤師34名の合計122名の先生方に委嘱をお願いするものでございます。委嘱期間は、平成30年4月1日から31年3月31日までの1年間を予定しております。

該当する学校等につきましては、資料の1ページから12ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、13ページの平成30年度学校医等新旧変更一覧表をお開きください。1の退任される先生でございますが、内科医の久米井泰子先生、河野和之先生、耳鼻科医の白坂邦洋先生の3名となります。

次に、2の平成30年度より新たに委嘱をいたします先生でございますが、内科医の篠崎昌子先生、三ツ木文彦先生、耳鼻科医の齋藤晋先生をお願いしております。

14ページをご覧ください。3の受け持ち校が変更になる先生につきましては、記載のとおりです。またその他、記載にない先生方につきましては、平成29年度に引き続きお願いをしてみたいと考えております。

なお、今年度で退任されますお三方につきましては、府中市教育委員会より感謝状と記念品を贈呈する準備を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。よろしいですか。ご意見はございますか。よろしいですか。

それではお諮りします。第3号議案「平成30年度学校医等の委嘱について」決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

次の議案より、崎山委員に戻っていただいて、審議に加わっていただきます。

（崎山委員 入室）

---

#### 第4号議案 府中市学校給食の提供に関する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第4号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

給食センター所長（時田浩一君） それでは、第4号議案「府中市学校給食の提供に関する規則」につきまして、ご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

初めに、第1条の「目的」でございますが、この規則は保護者からの申し込みに基づき、学校給食を提供することにより、学校給食費が当該保護者の負担するものであることを明らかにするとともに、学校給食費の滞納の解決を図ることを目的としています。

第2条は、この規則における用語の意味を定めております。

第3条は、学校給食の申し込みに関する規定で、保護者は府中市教育委員会が別に定める期間内に、議案書3ページにお示しをしております学校給食申込書により、当該児童または生徒に対する学校給食の提供を教育委員会に申し込むものとし、学校給食申込書は、児童または生徒1人につき1部提出することを規定しております。また、第2項では、保護者は前項の申し込みの際に、学校給食費の納入義務があることを認めるほか、当該納入義務が履行されない場合において、教育委員会が公簿等により、その保護者の居住実態、納税状況等を確認することについて同意するものとするを規定しております。

第4条は、学校給食の提供についての規定で、教育委員会は前条第1項の規定による申し込みがあったときはこれを承諾し、当該児童または生徒に対して学校給食を提供すること、第2項では、前項の承諾に係る教育委員会の保護者への文書等による応答を省略すること、第3項では、第1項の規定により、学校給食を提供する期間は、当該児童または生徒が府中市立学校に在籍する期間とすることを定めております。

議案書の2ページに移りまして、第5条は、学校給食の申し込み内容の変更等についての規定です。保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、議案書4ページにお示しをしております学校給食申込内容変更等届出書により、教育委員会に届け出なければならないことを規定しております。

1つ目としまして、食物アレルギー等により飲食できる食材に変更が生じたとき、または学校給食の提供を受けることができなくなったとき、2つ目としまして、学校給食申込書の記載した住所、保護者等を変更するとき、3つ目としまして、病気、事故等により、連続して5日以上学校給食の提供を受けないとき、及び学校給食の提供を再開するとき、4つ目としまして、転校により学校給食の提供が不要となったときとしております。

第6条は、学校給食の提供の停止に関する規定で、教育委員会は学校給食費を滞納している保護者があるときは、府中市学校給食費の徴収に関する条例第3条に規定する措置を講じるほか、当該滞納についてやむを得ない特別な事情が認められないときは、当該保護者の児童または生徒に対する学校給食の提供を停止することができること、また、第3条の申し込みを行わない保護者がある場合において、当該申し込みを行わないことについてやむを得ない特別な事情が認められないときも同様とすることを規定しております。

付則では、この規則を平成30年4月1日から施行すること、また、学校給食の提供に必要な申し込み手続、その他の準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができることを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

委員（那須雅美君） 2ページの第5条のところに、2番ですね、住所等を変更するときは変更届け出書を出さないといけないというふうにありますけれども、市内での転校の場合もこれに該当することになりますでしょうか。

給食センター所長（時田浩一君） 市内転居の場合でも、住所、保護者等が変更場合には、ご提出いただくこととなります。

委員（那須雅美君） わかりました。だとしたら、転出する学校に出すのか、転入する学校に出すのか、その辺の実際の事務の手続を明確にさせていただいて、学校のほうにお示しいただければと思います。

教育長（浅沼昭夫君） ほかによろしいですか。

委員（齋藤裕吉君） 2ページの第6条の3行目のあれですけれども、「滞納についてやむを得ない特別な事情が認められない」云々とありますけれども、やむを得ない特別な事情がある場合には提供を停止するということはないということですよ。やむを得ない事情というのは何か想定しているようなことはございますでしょうか。あるいは、これまでのいろいろなケースの例でもよろしいのですけれども、どうでしょうか。

給食センター所長（時田浩一君） 例えば生活保護世帯等につきましては、学校給食費を生活保護費から天引きするような制度がございますし、それ以外にも、生活が厳しい方につきましては、就学援助等の制度がございます。基本的には、そういった制度に該当しない世帯につきましては、給食費が納められるものと考えてございますけれども、個々の家庭を回っている中では、それぞれの個別の事情がある場合もあると思いますので、そういった場合には、ここに書いております給食の停止等は行わないこともあるというところで記載をさせていただきます。

教育長（浅沼昭夫君） 具体的に、特別な事情ということ想定しているのがあったら聞かせてください。

給食センター所長（時田浩一君） 例えば突然の病気によって、今までは生活保護受給世帯ではなかったけれども、急遽そういった資金繰りがつかないということもあるかと思しますので、そういった場合には、特別な事情と考慮したいと思っております。

委員（齋藤裕吉君） わかりました。子どもたちにとっては、さまざまな大人の事情というのは直接関わることではないので、ぜひ、しっかり保護者、あるいは子どもたちに寄り添って状況を把握しながらご対応を進めていただきたいと思います。

あと、もう1つ質問よろしいですか。第1号様式、3ページの、本文の最後のところで「納入がなかった場合、公簿等により、府中市教育委員会が居住実態、納税状況等を確認することをについて同意します」ということなのですけれども、居住実態について確認することはわかるような気がします。納税状況を確認するというのと滞納ということについてどのように結びつくのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

給食センター所長（時田浩一君） 学校給食費を納められない世帯につきましては、例えば税金の滞納状況もどうかというところは、密接に結びついてまいります。税金のほう滞納しておりますと、給食費のほうも払えないと、同じような傾向がみられることから、こういったものを入れさせていただいているものでございます。納税状況といいまして、今考えておりますのは国税とかではなくて、府中市内の市民税等の状況を確認したいと思っております。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにご質問ございますか。

ご意見を伺います。

委員（崎山 弘君） 給食費の未納の問題というのは長年ずっと懸案となっているものなので、これが形になってよかったなという感想を持っています。以上です。

教育長（浅沼昭夫君） どうでしょうか、ほかには。

それでは、お諮りします。第4号議案「府中市学校給食の提供に関する規則」について決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおりに決定いたします。

---

#### 第5号議案 第4期府中市子ども読書活動推進計画について

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第5号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

図書館長補佐（青木眞輝君） それでは、ただいま議題となりました、第5号議案「第4期府中市子ども読書活動推進計画について」、ご説明いたします。

まず、趣旨でございますが、平成24年度に策定した第3期府中市子ども読書活動推進計画（以下、「第3期計画」と言います）の計画期間が、平成29年度を持って終了したことに伴い、今後も引き続き、子どもの読書活動の総合的、かつ計画的な推進を図るため、平成30年度を始期とする、第4期府中市子ども読書活動推進計画（以下、「第4期計画」と言います）を作成するものでございます。

次に、平成29年10月19日に作成いたしました原案につきまして、昨年、第10回教育委員会定例会において、2件のご意見をいただきました。また、同年11月27日から12月26日までパブリックコメント手続を実施いたしましたが、こちらには市民からのご意見は寄せられませんでした。修正箇所につきましては、計画書の説明の中でご説明させていただきます。

計画書の1ページをお願いいたします。第1章の「計画の策定に当たって」につきましては、2の「第3期計画の成果」、3ページのアンケート調査結果を踏まえ、5ページの4の「今後の課題と方向性」のうち、課題としては、子どもたちへの多様な読書のきっかけを提供できる読書環境の充実が主たるものと考えております。また、方向性としては、子どもが読書週間を身につけるためには、本や読書に関わる事業の認知度をあげていく必要があると考えており、新たな検討としては、1か月に1冊も本を読んでいない児童・生徒の割合（いわゆる不読率）は、現状では小学生4%、中学生9%でございますので、この不読率を小学生1ポイント、中学生2ポイント減らすことを数値目標として、新たに設定してまいります。

続きまして、7、8ページをお願いします。第2章の「計画の基本的な考え方」につきましては、3の「計画の視点」としまして、記載のとおり、7つの視点を持って取り組んでまいります。4の「計画の期間」は、第3期計画までの5年間から、第4期計画では平成30年度から平成35（2023）年度までの6年間といたします。5の「計画の対象」は、0歳からおおむね18歳までの子どもと、その保護者を対象といたします。

続きまして、9ページをお願いします。第3章の計画の目標につきましては、1子どものための読書環境の拡充、2子どもと本との出会いの機会の提供、3読書推進体制整備、4人材の育成・活用及び5啓発・広報とし、5つの目標を設定いたしました。

そして、10ページから19ページは、それぞれの目標に沿って、各担当部署や具体的な取組内容について記載しております。

また、10月の教育委員会定例会でいただきましたご意見を反映させ、11ページの「子どもが利用したくなる学校図書館運営」において、平成29年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒に対する質問紙調査と、評価に関する調査の結果について、本市では読書が好きと回答した児童・生徒は、教科に関する調査の平均正答率が高い傾向が見られるとのご意見をいただきましたので、こうした傾向から、読書が好きになることと、学習の成果との相関関係も見てとれるため、これからも自主性から生まれる読書を推進するための環境整備に努めていきますについての記載を、15ページのエにおいて、私立幼稚園に関する説明が必要であるのご意見をいただきましたので、文中に「市立・私立保育所や幼稚園へのおはなし会日程表の配布」についての記載を追加いたしました。なお、関係各課による確認により、軽微な文言の整備や掲載の修正等が各所にございます。

ページが戻りますけれども、今回の計画において、特に重点的に取り組む内容としましては、子どもと本との出会いの機会の提供において、14ページ記載のとおり、学校における本との出会いの取組は、アからエのとおりでございます。学校での本と出会える機会の環境づくりの取組について充実してまいります。

また、18ページに記載のとおり、子どもだけでなく、その保護者も対象に、読書の意義や楽しさについて啓発し、「子ども読書の日」に合わせた、「おはなしいっぱいの会」などの読書活動に関する事業の情報提供の取組について拡充してまいります。

続きまして、20から22ページをお願いします。第4章の「取組項目の担当と今後の展開」といたしまして、本計画に実施いたします各事業の取組及び担当所課を記載しており、これらの事業につきましては、毎年進捗状況を確認し、PDCAサイクルにより、事業展開に反映させてまいります。

なお、23ページ以降につきましては参考資料となっております、アンケートの集計結果や活動事例等を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

委員（崎山 弘君） 今回の計画の期間が6年間、かなり長い期間となっているわけですが、これは途中でやはり中間評価というが、わかりやすく言えば、子どもたちに1冊でも多く、あるいは0の人が1に、1の人が2に本を読んでもらうことを目的としているわけですから、不読率ですとか、途中で中間的に評価をしないと、PDCAサイクルも毎年回さないといけないと思うのですけれども、途中でこの評価は、どのようなことを計画されておられるのでしょうか。

図書館長補佐（青木眞輝君） 6年間のうちの3年目と6年目にアンケートを実施して確認してまいる予定でございます。

委員（崎山 弘君） 3年で、1つの区切りとは思いますが、できれば、全数調査をしなくても、抽出調査でもいいので、やはり年1回くらいは、私はこれは調査するべきではと思います。年度ごとに学力調査もするわけですし、こういうものは長期的な目標も必要ですけど、やはり短期的に、もう少しこの辺は手を入れたほうがいいのではないかと再

評価をする、やはり3年間は少し長いような気がするので、ぜひ1年ごとに抽出調査でよいので再評価をして、自分たちでやっていることを見直すというような気持ちを持っていただいたほうがよいのではないかと私は思います。

教育長（浅沼昭夫君） ご意見を含めて、どうでしょうか。

図書館長補佐（青木眞輝君） ただいまいただきましたご意見につきましては、検討をさせていただきますと思います。

教育長（浅沼昭夫君） ご質問。あるいはご意見もまとめてということで、ありましたらお願いします。

委員（齋藤裕吉君） 意見といいますが、感想ということになりますけれども、以前に発言させていただいた、幼児を対象とした読書啓発ですね。いろいろと考えていただいてありがたいなと思います。府中の子どもたち、いろいろな機関で育っているわけですが、そういう子どもたち、市立の施設に入らず、私立の施設で育っている子どもたちもたくさんいるわけですので、ぜひそういう子どもたちにも読書というフェアをどんどんやっていけるように、今後ともよろしく願いたいなと思います。

特に情報化社会というのは本当にどんどん進んでいて、皆様方も思っているかもしれませんが、とにかく活字離れがどんどん進んでいて、大丈夫かなという印象もありますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

図書館長補佐（青木眞輝君） ご意見いただきまして、ありがとうございました。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りします。第5号議案「第4期府中市子ども読書活動推進計画について」決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

---

#### 寄附の採納及び感謝状の贈呈について

教育長（浅沼昭夫君） それでは、日程第4、報告・連絡ですが、報告・連絡（1）を教育総務課、お願いします。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、資料1「寄附の採納及び感謝状の贈呈について」をご報告いたします。今回は2件でございまして、いずれも学校教育の振興に寄与するための寄附されたものでございます。1件目の寄附の採納先は府中市教育委員会でございます。内容は現金30万円となっております。寄附者は匿名希望の市民の方1名で、受領日は平成29年12月26日でございます。なお、今回の寄附金は、寄附者が学級充実に充ててもらいたいという意向を示していらっしゃいますので、今後その方向で措置を検討してまいります。

次に、2件目の寄附の採納先は、府中市立府中第九中学校でございます。寄附品は、ジェットヒーター2台36万7,718円、バレーボール支柱カバー2組8万2,282円、保護フェンス2台5万円、寄附者は、府中市立府中第九中学校同窓会会長深津康人様、受領日は平成29年12月28日でございます。

なお、府中市教育委員会表彰規程第10条の規定によりまして、委員会が適当と認めるときは感謝状を贈呈できることとなっており、取り扱い上10万円相当額以上の寄附を対象としておりますので、いずれも贈呈いたします。どうぞよろしくお願いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（1）について了承といたします。

---

#### 平成30年度八ヶ岳府中山荘臨時休館日について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（2）を、学校施設課、お願いします。

学校施設課長補佐（藤原英行君） それでは、報告（2）平成30年度八ヶ岳府中山荘臨時休館日について、資料2に基づきご説明いたします。

1の「臨時休暇日及び休館理由」につきましては、表に記載のとおりでございます。なお、4段目に記載の11月1日から30日までの1カ月間の休館につきましては、貯湯槽の老朽化による修理に期間を要するもので、大きなセカンドスクール終了後に実施するものでございます。

2の「その他」につきましては、利用者へのお知らせにつきまして、広報及びホームページに記載するとともに、申し込みを受け付ける窓口について徹底を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（2）について、了承といたします。

---

#### 学校閉庁日の実施について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡の（3）を指導室、お願いします。

学校教育指導担当主幹（日野正宏君） それでは、学校閉庁日の実施につきまして、資料3に基づきご報告いたします。

学校における働き方の改革は、国を挙げた喫緊の課題であり、指導室としましても重要課題と捉えております。本市においては、土曜授業を実施しますことから、週休日の変更を確実に実施できるようにすることが重要であると考え、新教育課程検討委員会において、学校閉庁日の実施を検討し、資料のとおりまとめました。

2番「基本的事項」の欄をご覧ください。平成30年度からの実施を予定し、平成30年は8月13日から15日までの3日間を学校閉庁日の設定といたします。期間中は、原則として部活動も実施しないことを基本的な考え方としております。

3番、「学校閉庁日実施の詳細」の欄をご覧ください。2で挙げました内容を基本的な考え方とし、学校閉庁日に、土曜授業実施等によって発生した週休日の変更を充てますが、変更日は強制することができないため、「奨励する」としまして、可能な限り、この学校閉庁日期間中の週休日の変更を進めてまいります。なお、土曜授業日の設定状況によって、期間内に3日分の週休日の変更ができない場合や、事務職員と教員との勤務、休暇等に関する決まりの違いなど、さまざまな状況がございますため、そうした状況に対応するため、閉庁日期間を「夏休・年休取得奨励日」として、閉庁日期間中の休暇取得を奨励することとしております。

また、部活動につきましても、閉庁日期間中及びその直後に大会等がある場合を考慮し、あくまでも特例として実施することとしております。

さらに、学校閉庁日中の緊急連絡の方法につきましてはでございますが、現在、学校に設置しております電話のメッセージ機能を活用し、生命に関わるなどの緊急事態については、保護者から指導室に連絡いただくことを促し、指導室から該当校の管理職へ連絡する形で対応してまいります。

裏面をご覧ください。学校施設につきましては、学校閉庁日前後に、通常よりも念入りに確認をし、閉庁日終了後、破損等の状況を発見した場合には、警察への速やかな通報を含めた対応を取ることとしております。

また、学校閉庁日において、年次有給休暇が少ないなど、やむなく勤務を希望する教職員がいた場合につきましては、適性に服務管理を行う観点から、詳細について今後も検討してまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。

委員（齋藤裕吉君） 趣旨についてはもちろん賛同するわけですが、週休日というのは、基本的に週単位で、私たち働いている人たちが生活をしていく、週単位で生活が回転し、また、心身の疲労等も週単位で回復させながら、次の週に臨むという、そのための週休日という理解になるわけですね。ですから、なるべく早い時期に週休日の指定を検討して、もうちょっと早いところで休みが取れるようにしてあげるとというのが基本的な考え方だということは、その点については変わりがないと思いますので、その上でさらに、しかしながら学校の実態から考えると、翌週中に週休日の変更をすることが難しい場合が多く、したがってこういう閉庁日を設定して、そこに合わせて取れるように、少なくともそこでは取れるようにしましょうと、そのような趣旨をきちんと職員の皆さんに説明していく必要があるのかなと思います。つまり、週休日の変更はどこにでも持っていけるものではないということですね。それが無理ならばここ、これが無理ならばここというようなことで、そういう週休日の変更というのは、そういう考え方があるというようなことを踏まえながら、説明していただく必要があるのかなと思います。

一言余計だったかもしれませんが、発言させていただきました。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

委員（齋藤裕吉君） ではもう1つ。都の事務職の方々のすり合わせは当然できていますよね。都職の場合には、少しやり方が違うことがあるではないですか。例えば先に週休にして、変更して、先に取っておいてでないかと、例えば日曜日に運動会に出てきたからといった場合には、超過勤務手当と、加えて代休が必要になるとか。いろいろ違う面もあるかと思えますけれども、その辺の確認は取られていると思いますが、いかがですか。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 東京都の事務職員の場合、今、委員がおっしゃられたとおり、週の中で取るというのが基本ルールにはなっております。ただ、学校職員の場合には、前2か月、後ろ2か月への週休日の変更が可能であるというルールもございまして、それに則って実施ができれば一番いいと考えていますが、これも教員とは違って、教員の場合は、前2か月、後ろ4か月になりますので、そのあたりで、なかなか閉庁日に全部

持ってくるということが難しい可能性があるので、ここについては、都の事務職員の場合は、必要がない場合には、土曜授業のときにはそのまま休むという、そういう設定もあり得るのかなと考えております。

都の事務の職員会とも今後お話を詰めながら、詳しい内容については、変更等含めて考えていこうと思っているところでございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

それでは、報告・連絡（3）につきまして、了承いたします。

---

#### 平成30年度社会教育施設の臨時休館日等について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（4）について、文化生涯学習課、お願いします。

文化生涯学習課長補佐（平野妙子君） それでは、資料4に基づき、平成30年度社会教育施設の臨時休館日等についてご説明いたします。

初めに、生涯学習センターにつきましては、定例の休館日が第1月曜日でございますが、そのほか、定期保守点検等のため、今後臨時休館日を設けます。

次に、ふるさと府中歴史館につきましては、毎週月曜日の定例の休館日のほか、5月の連休中が休館日となりますが、くらやみ祭開催に伴い特別展を開催するため、記載のとおり、臨時開館日を設けます。

次に、熊野神社古墳展示館につきましては、臨時休館日の予定はございませんが、11月1日木曜日から平成31年2月28日木曜日までの期間は、午前10時から午後4時までの開館となります。

次に、郷土の森博物館につきましては、毎週月曜日の定例休館日のほか、記載の臨時休館日を設けます。また、大型連休、梅まつり等の利用者が多い期間は、利用者サービスのため記載のとおり臨時開館日を設けます。

次に、総合体育館につきましては、第1月曜日の定例休館日のほか、保守点検等のため、記載の臨時休館日を設けます。また、第1体育室につきましては、耐震補強工事のため、平成31年1月15日火曜日から3月31日日曜日まで使用不可となります。なお、第1体育室の耐震補強工事は、31年度にも引き続き12月末までの使用不可を予定しております。

押立体育館及び四谷体育館は、保守点検等のため記載の臨時休館日を設けるほか、天井改修工事の実施に合わせまして、6月1日金曜日から9月14日金曜日までの休館期間を設けます。他の地域体育館4館につきましては記載のとおりでございます。

次に、図書館でございますが、中央図書館、地区図書館11館及び生涯学習センター図書館につきましては、蔵書点検、施設・設備点検のため、記載の臨時休館日を設けます。また、白糸台図書館につきましては、6月19日火曜日から25日月曜日まで、是政図書館につきましては、11月20日火曜日から22日木曜日まで、文化センター野外キュービクル工事に伴い休館の予定でございます。

最後に、美術館につきましては、企画展の展示がえのため、記載のとおり臨時休館日を設けます。また、特定天井改修工事に伴い、9月3日月曜日から平成31年3月15日金曜日まで休館期間を設けます。また、大型連休等の利用者サービスのため、記載のとおり臨時開館日を設けます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。

委員（崎山 弘君） 美術館が天井の改修工事でかなり長期間お休みされるようですが、2000年にできて、今18年目になるわけですが、18年目で天井の大規模改修というのは、通常行われるような工事なのでしょうか。何か特別な理由があるのでしょうか。

美術館副館長（須恵正之君） 美術館のエントランスからカフェの前までの天井なのですが、釣り天井になっておりまして、建築基準法の改正によりまして、釣り天井の落下防止の対策を取らなければならないということで、その天井部分を全部剥がして、天井の改修をするということになっておりまして、6カ月の休館期間が必要になったということでございます。

委員（崎山 弘君） ルールが変わったということですか。

教育長（浅沼昭夫君） 老朽化ではなくて、建築基準法でという、そういう理解かと思えます。

文化スポーツ部長（五味田公子君） 美術館は、新耐震基準で建設されている建物です。ただ、東日本大震災後、建築基準法の一部が改正されまして、そういった大きな面積とか、高いところの釣り天井について、ある程度の規模以上ですけれども、いわゆる特定天井という名称によって、変えていったほうがよくなりました。ただ、既存の建物については、すぐ閉鎖をして変えなければいけないということではないのですけれども、いわゆる既存不適格といったような考え方ですが、できればなるべく早く変えていってほしいという形になっておりまして、この会館20周年を前に、こういった大規模な改修をしつつ、美術館のほうを運営してまいりたいと考えております。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

委員（那須雅美君） ささいな事ですが、資料のつくり方の問題なのですけれども、例えば、ふるさと歴史館、府中歴史館の臨時休館等の理由の欄に、確かに去年は11月に「酉の日」が月曜日だったので理由等のところに、「『酉の日』における利用者サービスのため」という文言が入ったと思うのですけれども、平成30年度は休館日に「酉の日」はないので、11月の欄は空欄になっていますよね、臨時開館日のところ。こういう文言をきちんと、これは「酉の日」は月曜でなかったから日にちを送ればよいというのではなくて、こういうところまで細かく見るとか、あるいは、郷土の森博物館の、これは臨時休館ではないにしろ、その他の欄に、例えばプラネタリウムの展示コーナーは5月1日まで休業ですよとか、そういう細かい文言、この会だけの資料かもしれませんが、パッと見たものが、ちゃんと整合性がとれて、なるほどと、見ただけでわかるような資料をつくっていただくことを願っています。

文化生涯学習課長（古田 実君） 大変申しわけございません。以後、気をつけるようにいたします。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（4）について了承といたします。

---

府中のお宝！武蔵府中熊野神社古墳を未来に伝える！

時を超えて 古墳を語り 古墳は歌う  
～古墳特別講演会と古墳ステージの上演～の開催について  
没後250年記念「川崎平右衛門ゆかりのまち交流事業」  
名勝小金井桜後継樹植樹式の開催について  
開館30周年記念郷土の森「梅まつり」の開催について  
開館30周年記念特別展「徳川御殿@府中」の開催について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（5）から（8）までを一括しまして、ふるさと文化財課、お願いします。

ふるさと文化財課長補佐（渡辺純子君） それでは、ふるさと文化財課から、4件一括してご報告いたします。

まず1件目は、「府中のお宝！武蔵府中熊野神社古墳を未来に伝える！時を超えて 古墳を語り 古墳は歌う～古墳特別講演会と古墳ステージの上演～の開催」につきまして、資料5に基づきご説明いたします。本日は本事業のチラシができ上がりましたので、委員さんのみお配りをしております。あわせてご覧いただければと存じます。

全国で類を見ない最大規模で最古の上円下方墳である、「国史跡 武蔵府中熊野神社古墳」は、地元の熊野神社古墳保存会と協働でPRや維持管理に努めてまいりましたが、このたび、熊野神社古墳保存会の創立10周年を機に、本古墳をより一層PRしていくため、古墳特別講演会と、古墳ステージの上演を開催する運びとなりました。日時は2月3日土曜日の午後1時から4時15分まで、会場は市民活動センター「プラッツ」5階のバルトホールで、先着140人の事前申込制、費用は無料となっております。

内容といたしましては、2部構成となっており、第1部は古墳講演会として、文化庁主任文化財調査官の佐藤正知氏を講師にお招きし、「文化財と文化 - 府中市からの提言」についてご講演いただきます。第2部は古墳ステージと題し、第五小学校、本宿小学校の皆さんによる合唱や、当古墳にまつわる歌ものがたり、一人オペラなどを上演いたします。また、特別展示といたしまして、当古墳から出土した、七曜文のある靱尻金具などを展示いたします。

続きまして、2件目、「没後250年記念『川崎平右衛門ゆかりのまち交流事業』名勝小金井桜後継樹植樹式の開催」につきまして、資料6に基づきご報告いたします。

平成29年は、川崎平右衛門没後250年の年に当たることから、「川崎平右衛門ゆかりのまち交流事業」を行って、このたび、NPO法人小金井桜を復活する会より、名勝小金井桜の後継樹を本市に寄贈していただくこととなりましたので、郷土の森博物館「梅まつり」にあわせ、名勝小金井桜後継樹植樹式を行います。日時は2月3日土曜日午前10時から、場所は郷土の森博物館園内、川崎平右衛門広場になります。以下、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、3件目、「開館30周年記念郷土の森『梅まつり』の開催」につきまして、資料7に基づきご報告いたします。今年も2月3日土曜日から3月11日日曜日まで、梅まつりを開催いたします。期間中は、茶会や琴、尺八演奏会、手づくり工房を始め、さまざまな催し物が開催されますが、最終日の3月11日日曜日には、郷土の森博物館開館30周年を記念いたしまして、「府中芸能あらかると」と題し、府中の伝統芸能である府中囃子や武蔵国府太鼓の演奏会のほか、子ども神輿巡行等を実施いたします。

最後に、4件目、「開館30周年記念『徳川御殿@府中』の開催」につきまして、資料8に基づきご報告いたします。こちらは開館30周年記念の特別展として開催するもので、発掘調査によって明らかになった徳川家康の府中御殿は、建造者は豊臣秀吉の可能性もある中、戦国の激動の時代に建造された徳川将軍家で最も早く置かれた御殿です。この府中御殿について、古文書や絵図、発掘情報から多角的に検証し、その謎に迫ります。会期は1月27日土曜日から3月11日日曜日まで、郷土の森博物館本館1階、特別展示室にて開催いたします。

以上、委員の皆様におかれましては、ぜひご来場いただきたくご案内申し上げます。よろしくお願いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 4件、一括で報告ですので、何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ございませんので、報告・連絡（5）から（8）まで、一括で了承いたします。

---

#### 「府中市民美術展2018」の開催について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（9）を美術館、お願いします。

美術館副館長補佐（志賀秀孝君） それでは、美術館からお手元の資料9に基づき、市民ギャラリーでの企画展「府中市民美術展2018」についてご報告いたします。

1の「趣旨」ですが、市民の美術創作活動と団体間の相互交流の活性化を目的として、平成29年度府中市社会教育関係団体に登録された美術関連の市民グループからの推薦作品を展示いたします。日ごろ各文化センターなどで活発に活動されている美術グループを代表する方々の作品です。

2の「会期」ですが、2月16日金曜日から2月25日日曜日まで。3の「会場」は、美術館1階市民ギャラリーで展示いたします。4の「開館時間」、5の「休館日」は記載のとおりです。6の「観覧料」は無料、7の「内容」は、1団体から1点推薦作品をお願いし、油絵、アクリル、水彩、水墨画、日本画、版画、写真など、さまざまな傾向の作品を約40団体、約40点の展示を予定しております。なお、作品とともに、制作の狙いなどの「制作メモ」を展示していただきます。また、椅子やテーブルなどを用意し、お互いのグループの作品を鑑賞し、交流をする機会としていただいております。8の「協力」ですが、美術館ボランティア団体の地域美術に、受付、監視、展示、撤去などをお願いしております。

ポスターとチラシができ次第、文化センター、市政情報センターなどの市内各施設に配布し、PRいたします。

なお、同じく市民ギャラリーでは、府中市立小中学校連合書写展が、1月20日土曜日から30日火曜日まで、続いて府中市立小中学校連合図工・美術展が、2月3日土曜日から12日月曜日まで、府中市立小中学校教育研究会主催で開催されますので、あわせてお知らせ申し上げます。

ぜひご来館いただきたくご報告いたします。よろしくお願いたします。以上でございます。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（９）について、了承といたします。

---

#### その他

教育長（浅沼昭夫君） 日程第５、その他ですが、何かございますか。

---

#### 教育長報告

教育長（浅沼昭夫君） 日程第６、教育長報告に移ります。活動状況については、別紙の平成３０年第１回教育委員会定例会、教育委員会活動報告書のとおりでございます。この報告書は平成２９年１２月１６日から平成３０年１月１２日までの活動内容となっております。私からは特段ございません。以上です。

---

#### 教育委員報告

教育長（浅沼昭夫君） 日程第７、教育委員報告に移ります。活動状況については、別紙のとおりです。

まず、崎山委員にお願いをいたします。

委員（崎山 弘君） 日程表の対象外ですが、１３日土曜日に府中市美術館で開催された「企画展 絵画の現在」のオープングレセプションに参加しました。当日は所用があり、絵画などの作品を鑑賞する時間が取れませんでしたので、翌日１４日日曜日に、改めて美術館に行ってまいりました。今回の企画展に出品されている作者の皆さん全員がレセプションに参加いただいたわけですが、そこでの挨拶の言葉を思い出しながら鑑賞しました。作者の７人に与えられたブースに、それぞれが展示の方法にまでこだわりながら配置された作品であると伺っていたので、その一つ一つに意味があるのかと思いつつ、作者の魂を全身で受けとめなければ失礼かと張り詰めた気持ちで鑑賞いたしました。ふっと思わず笑える作品や、漫画のようにおもしろい作品、色彩の渦に目がくらむような作品、何か不条理を感じる作品、さまざまな表現を楽しませていただきました。

この企画展とあわせて、１階の市民ギャラリーで開催されていた、北多摩地区中学校美術展もあわせて鑑賞してまいりました。２階での企画展での鑑賞体験に比べると、何か安心できる子どもたちの優しい作品に心が和みました、全生徒の中から選ばれているものだけあって、皆さんすばらしい作品ばかりでした。府中三中のさまざまなお寿司の造形物の展示、緑色の河童が海苔で巻かれてご飯に載っている寿司のアイデアに思わず笑えました。楽しかったです。

この日、１４日は、北多摩地区中学校美術展の最終日で、各学校の美術の先生方も作品の撤収作業に勤しんでおられました。北多摩地区の学校からの作品展であり、府中市は市内の美術館での開催ですから距離的には恵まれています、来年は美術館の天井改修工事のため、よそで実施と伺いました。日曜日の休日であるにもかかわらず、各学校からの生徒たちの作品を大切に梱包し、搬入、搬出する手間をかけていただき、生徒たちの発表の場を設けていただいた先生方に感謝したいと思います。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。齋藤委員、お願いします。

委員（齋藤裕吉君） 私からは、1月8日に行われました成人の日記念「青年のつどい」に出席しての感想を述べたいと思います。この「青年のつどい」につきましては、ほかの委員さんからもきっとお話があろうかと思えますけれども、私からは、今年の新成人たちが、かつて小中学生のころに学んできた学習内容の基準となる学習指導要領の関係などで、幾つか感想を述べさせていただきたいと思います。

今年の新成人たちは、小中学生時代に学んだ内容の基準となるものが、平成10年に改訂、告示された学習指導要領でありました。この学習指導要領では、生きる力の育成ということを狙いとして、幾つかの基本方針に基づいて改訂されたものでありました。特に、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図って、個性を生かす教育を充実するということでした。そしてまた、今年の新成人たちが小学校に入学する前年度からは、完全学校週5日制が実施されておりまして、授業時数の大幅な削減が行われておりました。こうした学習指導要領や教育体制のもとで学んできた新成人たちは、どのように育ってきているのであろうかという思いを持って、会場の若者たちを見回したわけです。生きる力は育っているのだろうか、豊かな人間性や社会性は身につけているのだろうか、ちょっと飛び抜けた声を発して騒ぐ若者もいたけれども大丈夫だろうか、などと思いながら、見回しました。

もちろん、外見だけでは、当時の学習指導要領の基本方針がどのように具体的に生きているのかなどわかるはずありません。教育の成果というものは、なかなかはかりにくいものなのかもしれません。したがって、もう少し大きい単位で、政治とか経済とか文化とか、それぞれの領域から考察をしないとわからないものかもしれません。また、「教育は100年の計」という言葉もあって、もっと長い目で見なければならぬものかもしれません。

しかし、今年の「青年のつどい」に集まった新成人たちは、式が始まってしばらくは次第に静かになってきましたし、後輩である中学生たちの歌声には、しっかりと耳を傾けていましたし、全員合唱では、声を合わせて歌っておりました。きっと彼らには、生きる力というものが育ちつつあるに違いないと思いたいわけでありまして、若者たちを信頼して、期待をしようという思いを持ちながら、会場を後にした次第でございます。

私からは以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。それでは、続いて那須委員、お願いいたします。

委員（那須雅美君） 私からは、府中の森の星まつりについて報告いたします。これは、府中市美術館と都立府中の森公園が協力して開催されたもので、夕刻の府中の森公園の噴水のライトアップにはじまり、美術館内のエントランスでは、防災グッズにもなるレジ袋でつくるちょうちん制作のワークショップや、スクリーンに投影した絵本の朗読会、お笑いタレントによるショーなどが行われ、小さな子どもさんから大人まで多くの人でにぎわっていました。

館内でのイベント終了後に屋外に出てみると、公園内の道路に設置された、災害時の避難誘導灯が点灯されており、ワークショップでつくったちょうちんを手に、避難経路を確かめる親子も見受けられ、冬の夕暮れのイベントとしては工夫が凝らされていて大変よかったですと思います。

また、移動天文観測車ペガサス2も来ていて、郷土の森博物館による冬の星空観察会が行われ、集まった多くの人が配布された星座盤を手にも、解説員の説明に真剣に聞き入りながら、夜空を見上げる光景がありました。朗読会はボランティアグループによるものでしたし、東府中駅商店街の一部店舗のご協力により、店舗利用者にはイベント特典もあったようです。何より都立公園との共催ということで、駅からの動線が少し課題とされる美術館ですが、市だけで取り組むのではなく、各方面、団体の協力によるこのような催しが今後も企画されることを期待します。

少し話は変わりますが、府中市美術館所蔵で、かわいい子犬が描かれている、円山応挙の「時雨狗子図」の年賀はがきデザインが、美術館ホームページから無料ダウンロードできることを、自分が出す年賀状を作成した後に知り、とても残念でした。戌年にちなんで、狛犬のモチーフの府中市のマスコットキャラクターふちゅこまデザインの年賀状のダウンロードサービスは知っていたのですが、来年度も所蔵品のデザインにこのようなサービスがもし行われるようなら、ぜひ、広く周知していただいて、市民の皆さんにも府中市美術館を身近に感じていただける機会になればいいと思います。

私から以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。松田委員、お願いいたします。

委員（松田 努君） 活動報告とはちょっと違うのですが、少しお話しさせていただきます。

この時期になりますと、お正月の風物詩でもあります箱根駅伝を始め、いろいろ駅伝とかテレビでやっているのをよく見かけると思うのですが、私も駅伝などをテレビでやっていたらよく見るのですが、たすきのリレーはありますけれども、ほかのスポーツと比べて長時間走るといふ、ほかのスポーツよりも本当にシンプルなことの中でいろいろなドラマがあるので、みんな楽しんで見るのだと思うのですが、私は毎朝走っているのではなく、犬の散歩で歩いているのですが、よく数人なのですが、中学生や小学生がランニングというのですか、自分1人で走っている子もいれば、2人とかで走っているのをたまに見かけるとは思いますが、特に中学生の子とか、自分がやっている部活動の上達や体力強化のために走っていると思うのですが、私も小学校や中学校のときに、思いついてはよく近所を走っているのを思い出しました。まだそのときは野球をやっていたので、将来のプロ野球選手を夢見て走っていたのを思い出して、本当にとっても懐かしく思いながら、一生懸命努力している彼ら、彼女たち、本当に心から頑張ってもらいたいと思いつつ、いつもここにこしながら見守っています。

この時期、マラソンや縄跳びなど、一定期間継続して取り組んでいる小学校などもあると思います。中学生はマラソン大会とかあるところもあるのでしょうか。もちろん、部活動や自分がしているスポーツの体力強化のためのランニングはずばらしいと思います。あとは、普段あまりスポーツしない子たちのランニングだとか、縄跳びだとかの健康づくりにすごくつながると思います。インフルエンザやノロウィルスなど体力がつけば防げるというものではないものもあると思いますけれども、この寒い時期の体力強化という活動をやっているところは、ぜひ今後も継続して行ってほしいなと思っています。以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

それではここで定例会を中断いたします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席願います。

(傍聴者 退席)

午後3時40分中断

---

午後3時42分再開

---

第6号議案 府中市立公民館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

第7号議案 府中市生涯学習センターに係る利用料金の

適正化に伴う条例の改正の申出について

第8号議案 府中市郷土の森博物館に係る利用料金の

適正化に伴う条例の改正の申出について

第9号議案 府中市体育施設に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

第10号議案 府中市立体育館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

第11号議案 府中市美術館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について

第12号議案 府中市立教育センターに係る使用料の

適正化に伴う条例の改正の申出について

教育長(浅沼昭夫君) それでは、定例会を再開いたします。第6号議案から第12号議案について、関連がある議案ですので、一括で審議してよろしいでしょうか。それでは、議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

文化生涯学習課長補佐(平野妙子君) ただいま議題となりました、第6号議案「府中市立公民館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出」につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。恐れ入りますが、裏面の1ページをご覧ください。

初めに、1の「趣旨」でございますが、市民サービスの提供や施設の保全を適切に行っていくため、施設使用料(指定管理者の利用料金を含む)の適正化を進めるとの市の決定があったことに伴いまして、今回、対象になります公の施設につきまして、各施設の特性等を踏まえまして、使用料の適正化を図るものでございます。なお、今回の第6号議案から第12号議案までは、同様の趣旨で上程させていただいておりますので、見直しの内容等、詳細につきましては議案ごとに説明させていただきますが、その際、趣旨の説明は省略させていただきます。

次に、2の内容でございますが、(1)の使用料の見直しにつきましては、アからウに記載いたしました8つの使用料を変更するものでございます。今回の市立公民館の使用料の見直しに当たりましては、2つの理由がございます。1つ目の理由といたしまして、1日当たりの基準使用料と現行の使用料が乖離していることを踏まえて見直すものでございます。

恐れ入りますが、最終ページの参考、基準使用料との比較をご覧ください。こちらは現行の市内在住者が使用する場合の使用料をもとに比較し、見直し後の使用料を記載いたしました表でございます。表の左から、名称、単位、現行使用料、基準使用料、比較、見直し後の使用料となっております。

講堂を例に申しあげますと、アの1日当たりの現行使用料は、4,600円であるのに対して、施設の維持・管理に係る経費や使用実績をもとにイの基準使用料を算出いたしましたところ、6,768円となることにより、アとイを比較いたしましたウでは、1.47%と乖離が生じていることを踏まえまして、エの見直し後の使用料は6,800円に増額するものでございます。なお、下から3番目の会議室も同様の考え方でございます。

次に、上から2番目の和室(7畳から10畳)につきましても、講堂と同様にアとイを比較いたしますと、イの基準使用料が乖離していることから減額するもので、各種和室や小会議室、料理講習室につきましてもそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。なお、単位が1日である施設の時間帯ごとの使用料の算出に当たりましては、エに掲げております見直し後の使用料に、時間帯別負担係数を乗じております。

恐れ入りますが、3ページの別表公民館使用料をご覧ください。こちらの表は、文字及び数字の下にアンダーラインが引いてある部分が今回見直す箇所でございます。表の左から、見直し後の区分(午前、午後、夜間、全日)の使用料、現行の区分(午前、午後、夜間、全日)の使用料となっております。先ほどの参考でご説明いたしました、見直し内容を踏まえまして、見直し後の区分Bである、市内在住者、市内在勤者及び市内在学者の使用料を、講堂を例にとって申しあげますと、午前は1,400円、午後は2,400円、夜間は3,000円、全日使用料は6,100円に使用料を見直すものでございます。

次に、Cとして区分しております、これら以外のもの、いわゆる市外在住者は、Bの2倍であります、午前は2,800円、午後は4,800円、夜間は6,000円、全日使用料は12,200円に使用料を見直すものでございます。その下の各種和室、会議室、小会議室、料理講習室の使用料につきましても、同様の考え方で見直しを行い、使用料はそれぞれ記載のとおりでございます。なお、和室の区分につきましては、現行では、10畳、12畳、20畳、23畳となっておりますが、見直しにつきましては、それぞれ実態に即して見直すものでございます。

続きまして、使用料の見直しの2つ目の理由といたしまして、平成29年1月に策定されました、使用料に係る負担割合に基づきまして、市立公民館につきましては、民間では提供されにくい必要不可欠な施設であるものの、利用者に一定のご負担をしていただくものとして、公民館事業を目的として利用する場合の負担割合を、0%から25%に見直すものでございます。これにより別表の現行の区分、「市内に住む者で社会教育法第22条に定める事業を行う者」は無料となっておりますが、見直し後は区分Aの使用料となります。区分Bの公民館の目的外利用として50%負担でございますので、区分Aはその2分の1となります。

Aとして区分しております、「社会教育法第22条に定める事業を行う市又は教育委員会に登録されている団体」とは、具体的に申しあげますと、「社会教育団体として教育委員会に登録されている団体並びに自治会、老人会、福祉団体及び青少年団体として市に登録されている団体」が使用する場合でございます。講堂を例に申しあげますと、午前は700円、午後は1,200円、夜間は1,500円、全日使用では3,100円に使用料を見直すものでございます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。次に(2)の減免基準の見直しにつきましては、まず条例上の現行の取り扱いでは、ア、市立保育所、幼稚園及び小中学校が、

その園児及び児童・生徒を対象とした催しを行う場合、イ、市内に所在する私立の保育所、幼稚園及び小中学校が、その園児及び児童・生徒を対象とした催しを行う場合に該当するときは免除することができるものとしております。

次に、見直し後の取り扱いでは、市長が特別な理由があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができるものとするとしており、現行のア、イを条例から削除いたしまして、文言を整理した上で、規則に免除できる団体として見直しをするものでございます。

資料の2ページをご覧ください。最後に3の適用日でございますが、平成30年7月1日以後に使用の申し込みを受けました、平成31年1月1日以後の使用に係る使用料を適用いたします。

以上で、第6号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第7号議案「府中市生涯学習センターに係る利用料金の適正化に伴う条例の改正の申出」につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

恐れ入りますが、裏面の1ページをご覧ください。2の「内容」からご説明いたします。利用料金の上限額の変更につきまして、(1)から(4)に記載いたしました4つの利用料金の上限額を変更するものでございます。恐れ入りますが、最終ページの参考、「基準使用料の比較」をご覧ください。表の左から、名称、単位、現行利用料金の上限額、基準使用料、比較、見直し後の利用料金の上限額でございます。この表に記載の講堂、第1和室、第2和室いずれにつきましても、アの1日当たりの現行の利用料金の上限額に対して、施設の維持・管理に係る経費や利用実績をもとに算出いたしましたイの基準使用料が、アと比較して全て乖離していることを踏まえまして、変更後につきましては増額するものでございます。しかしながら、利用者負担の緩和の観点から、「手数料、使用料の見直しに関する基本方針」において、改定上限率を設定しており、見直し後の利用料金は、現行料金の1.5倍を上限としていることから、エの見直し後では、アの現行の利用料金の上限額に対して1.5倍を乗じるものでございます。

次に、2ページの、別表1、生涯学習センター学習施設利用料金をご覧ください。文字及び数字の下にアンダーラインが引いてある部分が、今回見直しする箇所でございます。表の左から、区分、見直し後の利用料金の上限額、現行の利用料金の上限額となっております。講堂、第1和室、第2和室の利用料金の上限額につきましては、ただいまの参考の表でご説明いたしました考え方を踏まえまして、午前、午後、夜間の時間帯別に一定の割合の係数をかけまして、時間帯別利用料金の上限額を設定するものでございます。講堂を例に申しあげますと、市内に居住する者が午前に利用した場合は、現行の6,700円から、見直し後は1万100円に、午後は7,800円から1万1,700円に、夜間は7,800円から1万1,700円に、全日利用では、2万円から3万円に見直すもので、第1和室、第2和室につきましても、それぞれ記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、最終ページの参考、「基準使用料との比較」の一番下の、地下駐車施設をご覧ください。地下駐車施設につきましては、アの現行の利用料金は、1日100円にしていたものを、施設の維持管理にかかる経費や利用時間及び負担割合をもとに基準使用料から算出いたしましたところ、エの1時間100円に見直しするものでございます。ただいまの見直し内容を踏まえまして、2ページの別表2「生涯学習センター地下駐車施設利用料金」

をご覧ください。表の左から、見直し後の区分、単位、利用料金、現行の単位、利用料金で  
ございます。区分の「学習施設又は体育施設を使用する者」、「宿泊施設を利用する者」の利  
用料金を見直すに当たりましては、2つの理由がございます。

1つ目といたしまして、「使用料に係る負担割合」に基づきまして、駐車施設につきまして  
は、市民の利用は選択であり、民間で同様のサービスの提供は行われている施設として位置  
づけ、利用者の負担割合50%から、100%に見直すこと、2つ目として、1日当たりの  
基準使用料と現行の利用料金の上限額が、現行では1日100円であるものが、1日の基準  
使用料では1時間169円と乖離しておりますが、今回の見直しに伴い、1回100円から  
1時間100円と、従量制に変更したいと考えております。また、「宿泊施設を使用する者」  
の、「自動車1台・1泊につき800円」につきましては、現行では1日1回100円となっ  
ておりますが、近隣の民間施設や、都内の官公庁の保養所の駐車施設の実態を考慮して見直  
すものでございます。なお、地下駐車場施設は、使用開始から30分以内に出場する場合、  
現行100円の利用料金を徴収しているものを、見直し後におきましては利用料金を徴収し  
ないものいたします。

恐れ入りますが、資料の1ページをご覧ください。最後に、3の「適用日」でございま  
すが、平成30年7月1日以後に使用の申し込みを受けました、平成31年1月1日以後の使  
用に係る利用料金から適用いたします。なお、地下駐車施設の利用料金につきましては、平  
成31年1月1日以後の使用分から適用いたします。

以上で第7号議案の説明を終わらせていただきます。

ふるさと文化財課長補佐（渡辺純子君） 続きまして、第8号議案「府中市郷土の森博物  
館に係る利用料金の適正化に伴う条例の改正の申出」につきまして、議案に基づき2の「内  
容」からご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。初めに、(1)の利用料金の上限額の新設につきましては、  
これまでプラネタリウムは、個人に対する観覧のみの利用料金を設定しておりましたが、今  
年5月のプラネタリウムのリニューアルオープンに伴い、新たにプラネタリウムを1つの室  
として団体に貸し出すことを設定することから、プラネタリウム（施設）の利用料金の上限  
額を新設するものでございます。

恐れ入りますが、最終ページの参考の基準使用料との比較をご覧ください。表の左から、  
名称、単位、現行の利用料金の上限額、基準使用料、比較、見直し後の利用料金の上限額と  
なっております。こちらの表は、基準使用料が現行の利用料金の上限額と乖離しているもの  
または基準使用料をもとに新設するものについて抽出し、この状況を踏まえて、利用料金の  
上限額を変更するものについて記載をしております。名称の一番上に記載しております、プ  
ラネタリウム（施設）につきましては、施設の維持・管理に係る経費により基準使用料を算  
出し、端数を整理した上で、見直し後の利用料金の上限額を工の金額のとおり、2万3,0  
00円に設定したものです。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。別表1をもとに、プラネタリウム施設の利  
用料金の上限額につきましてご説明をいたします。表の左から、区分、午前、午後、全日の  
利用料金の上限額となっております。郷土の森博物館につきましては、貸出しする各室の利  
用こまは、午前、午後、全日の3つで構成され、手数料、使用料の見直しに関する基本方針

に示した時間帯別負担係数は、午前36%、午後64%、全日90%と、新たに設定されました。これを踏まえまして、先ほどご説明いたしました、利用料金の上限額2万3,000円に、時間帯別負担係数を乗じますと、Aが午前8,000円、午後1万5,000円、全日2万700円となり、Bにつきましては、Aの2倍となります。なお、使用者の区分につきましては、Aは市内に居住をしている者、Bは市外に居住している者及び市内に居住している者で、入場料、その他これに類する料金を徴収して使用する者を言います。

恐れ入りますが、議案の1ページにお戻りください。(2)の利用料金の上限額の変更につきましては、アからケに記載する9つの施設の利用料金の上限額を変更するものでございます。

恐れ入りますが、再度、一番最後の参考のページをお願いいたします。先ほどの基準使用料の比較の名称の上から2番目、博物館観覧でございますが、現行200円のところ、基準使用料が388円となり、見直し後を300円と設定したものでございます。これは、利用者負担の緩和の観点から、手数料、使用料の見直しに関する基本方針において、見直し後の料金は現行料金の1.5倍を上限としていることから、この額に設定するものでございます。

続きまして、その下のプラネタリウム観覧でございますが、現行500円のところ、基準使用料が755円となりましたが、都内の公立のプラネタリウムの観覧料の相場から勘案し、600円に設定するものでございます。

次に、その下の本館(特別展示室)でございますが、現行6,000円のところ、基準使用料が4,515円となりました。こちらの室は稼働率もあまり高くないことから、この状況を踏まえまして、4,500円に減額し、設定するものでございます。

それでは、これらの設定を踏まえまして、それぞれ利用料金の上限額の変更内容につきまして、別表2から別表4に基づきご説明いたします。なお、別表の中で、文字及び数字の下にアンダーラインが引いてある部分が、今回の見直し箇所でございます。

恐れ入りますが、2ページの別表2、観覧料の利用料金表をご覧ください。表の左から、区分、見直し後の個人・団体の利用料金の上限額、現行の個人・団体の利用料金の上限額となっております。博物館観覧及びプラネタリウム観覧等の使用料にかかる負担割合で示した利用者と市の負担割合の見直しを踏まえて変更するものでございます。なお、この負担割合の変更につきましては、博物館観覧は、利用者の割合を25%としていたものを50%に、プラネタリウム観覧は、利用者の割合を50%としていたものを75%に見直したものでございます。見直し後の利用料金の上限額でございますが、個人の利用料金の上限額を例に申しあげますと、先ほどご説明したとおり、博物館観覧は、大人現行200円のところ300円に、プラネタリウム観覧は、現行500円のところ600円に変更いたします。なお、ただいまご説明した利用料金の上限額は、一般的な利用者を対象としたもので、市内在住、在勤、在学の方は、この額の2分の1となり、この減額措置につきましては、指定管理者が定める減免の取り扱い基準により運用をしております。

続きまして、3ページの別表3、施設の利用料金表をご覧ください。表の左から、区分、見直し後の午前・午後・全日の利用料金の上限額、現行の午前・午後・全日の利用料金の上限額となっております。各室とも、Aの利用料金の上限額を例にご説明いたします。名称の一番上に記載しております、本館(特別展示室)につきましては、利用コマが全日の設定の

みとなり、先ほどご説明いたしましたとおり、4,500円に見直しするものでございます。次に、その下の本館（会議室）本館（小間、広間）和室につきましては、1日当たりの基準使用料を踏まえた利用料金の上限額に変更はございませんが、先ほどご説明いたしました、時間帯別負担係数、午前36%、午後64%、全日90%が新たに設定されたことから、各時間帯別の利用料金の上限額の見直しをしております。本館（会議室）は、午前1,100円、午後1,900円、全日2,700円に、茶室（小間）は、午前700円、午後1,300円、全日1,900円に、茶室（広間）は、午前1,100円、午後1,900円、全日2,700円に、最後に、和室につきましては、午前1,400円、午後2,600円、全日3,600円に見直しをいたします。なお、使用者の区分につきましては、別表1で説明したとおりでございます。

続きまして、4ページの別表4、回数利用券の表をご覧ください。表の左から、区分、見直し後の種別と金額、現行の種別と金額となっております。博物館回数使用券及びプラネタリウム回数使用券につきましては、先ほどご説明いたしました、博物館観覧及びプラネタリウム観覧の利用料金の上限額を変更することに伴い、別表4のとおり、回数使用券につきましても変更をするものでございます。見直し後の回数使用券の利用料金の上限額につきましては、記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。3の「適用日」でございますが、(1)といたしまして、本館、茶室、和室の利用料金の上限額につきましては、他の施設同様、平成30年7月1日以降に使用の申し込みを受けた、平成31年1月1日以後の使用料金から適用いたします。(2)といたしまして、プラネタリウム（施設）の利用料金の上限額の新設、並びに博物館及びプラネタリウムの観覧及び回数使用券にかかる利用料金の上限額の変更につきましては、プラネタリウムリニューアルオープンにあわせて、平成30年5月1日以後の使用にかかる利用料金から適用いたします。

以上で、第8号議案の説明を終わらせていただきます。

スポーツ振興課長補佐（青木達也君） それでは続きまして、府中市体育施設に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出につきまして、お手元の第9号議案に基づきご説明申し上げます。

恐れ入りますが、裏面の1ページをご覧ください。初めに、2の「内容」につきましては、基準使用料と現行の利用料が乖離している状況等を踏まえ、記載の(1)から(8)の施設に係る使用料につきまして変更するものでございますが、変更内容につきましては、別表1から別表3に基づきご説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページの別表1をご覧ください。表中、文字及び数字にアンダーラインが引いてある部分が、今回見直す箇所でございます。こちらの表は、市内に居住する者の使用料でございます。表の左から、施設の名称、見直し後の利用料、現行の使用料となっております。まず、府中市民陸上競技場の会議室及び府中市民球場の会議室につきましては、基準使用料と現行の使用料の額を比較して、0.75倍以下と基準使用料が現行を下回るため減額変更を、1つ飛びまして、三好水遊び広場につきましては、基準使用料と現行の使用料の額を比較して、1.5倍以上と基準使用料が現行を上回るため増額変更をそれぞれ行うものでございます。

具体的な変更内容でございますが、初めに、府中市民陸上競技場の会議室につきましては、午前9時から正午までは現行の400円から250円に、午後1時から4時30分までは700円から400円に、午後5時から9時までは900円から550円に、午前9時から午後9時までの全日は1,800円から1,050円にそれぞれ見直すものでございます。

次に、府中市民球場の会議室につきましては、午前9時から正午までは現行の400円から250円に、午後1時から4時半までは700円から450円に、午後5時から9時までは900円から600円に、午前9時から午後9時までの全日は1,800円から1,150円にそれぞれ見直すものでございます。

次に、三好水遊び広場につきましては、大人は1回当たり現行の80円から100円に、生徒は50円から60円に、子どもは20円から30円にそれぞれ見直すものです。そのほかプール、三好水遊び広場及び府中市民総合プールの現行欄にございます小中学校の児童・生徒等の団体使用に係る独自の料金制度につきまして、使用料に係る減免の考え方にに基づき見直しを行うものでございます。またもう1点、プールの現行欄にございます閉鎖期間中における卓球場としての使用につきましても現状では行っていないことから、あわせて見直しを行うものでございます。

続きまして、3ページの別表2をご覧ください。こちらは、市外に居住する者の使用料でございますが、府中市民陸上競技場の会議室、府中市民球場の会議室及び三好水遊び広場につきまして、それぞれ別表1でご説明した、市内に居住する者の使用料の2倍の金額設定として、記載のとおり見直すものでございます。

続きまして、同ページの別表3をご覧ください。こちらは夜間照明施設の使用料でございますが、表の左から、施設の名称、単位、見直し後の使用料、現行の使用料となっておりますが、記載のプール、府中市民球場及び府中市民第一野球場の3施設に係る夜間照明施設につきまして、基準使用料と現行の使用料の額を比較して、1.5倍以上と基準使用料が現行を上回るため、それぞれ増額変更するものでございます。

具体的な内容でございますが、初めに、プールの夜間照明施設のうち、市内に居住する者の使用料につきましては、大人は1回当たり現行の50円から70円に、生徒は40円から50円に、子どもは30円から40円にそれぞれ変更し、市外に居住する者の使用料につきましては、市内の2倍の金額として記載のとおり見直すものでございます。

次に、府中市民球場の夜間照明施設の市内に居住する者の使用料のうち、入場料の類いを徴収しない者につきましては、現行の1時間当たり4,000円から6,000円に、入場料の類いを徴収する者につきましては、2万円から3万円にそれぞれ見直すものでございます。

次に、府中市民第一野球場の夜間照明施設の市内に居住する者の使用料につきましては、現行の1時間当たり2,400円から3,600円に見直すものでございます。

続きまして、使用料の変更に係る見直し後の使用料の算出根拠についてご説明いたします。右ページの参考をご覧ください。こちらは基準使用料との比較の表となっておりますが、左から、名称、単位、現行の使用料、基準使用料、比較、見直し後の使用料となっております。別表でご説明いたしました、基準使用料と現行の使用料の乖離を、ウの比較欄で示しており、基準使用料との比較において、1.5倍以上または0.75倍以下となった6施設について

参考に記載しております。なお、増額変更となります下3段のプール、府中市民球場及び府中市民第一野球場の夜間照明施設に係る見直し後の使用料は、基準使用料まで達してはおりませんが、こちらは基本方針における激変緩和措置として、増額の場合は現行の使用料の1.5倍を上限としていることによるものであり、三好水遊び広場に係る見直し後の使用料につきましては、地域プールに係る使用料との整合を図るために、増額を抑制するものでございます。

恐れ入りますが、1ページの資料にお戻りください。最後に、3の「適用日」でございですが、平成30年7月1日以後に使用の申し込みを受けた、平成31年1月1日以後の使用分から適用するものでございます。

以上で第9号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、府中市立体育館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出につきまして、お手元の第10号議案に基づきご説明申し上げます。

恐れ入りますが、裏面の1ページをご覧ください。初めに、2の「内容」の(1)使用料の見直しのうち、アの使用料の変更につきましては、市が定めた利用者と市の負担割合及び基準使用料と現行の使用料が乖離している状況等を踏まえ、(ア)から(ウ)に記載する14施設に係る使用料を変更するものでございますが、変更内容につきましては、別表1から別表3に基づきご説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページから5ページにわたる別表1から別表1-3をご覧ください。こちらの表中、文字及び数字にアンダーラインが引いてある部分が今回見直す箇所でございます。まず、3ページ、こちらは総合体育館の使用料でございまして、表の左から、施設名、時間区分、見直し後の使用料、現行の使用料となっております。また、見直し後と現行の欄につきましては、それぞれ貸し切り使用と一般公開使用に分かれ、さらにそれぞれ、市内に居住する者と市外に居住する者に分かれており、貸し切り使用ではさらに、入場料の類いを徴収しない者と徴収する者に、一般公開使用では、子どもと大人にそれぞれ分かれております。

ここで、貸し切り使用に係る料金設定の考え方を見直し後の欄でご説明させていただきますと、一番左の列の市内に居住する者のうち、入場料の類いを徴収しない者の料金を基準といたしまして、その右隣の市内に居住する者のうち、入場料の類いを徴収する者は1.5倍、その右隣の市外に居住する者のうち、入場料の類いを徴収しない者も同じく1.5倍、その右隣の市外に居住する者のうち、入場料の類いを徴収する者は2倍という料金設定をしております。

それでは、施設ごとの説明に移らせていただきます。初めに、3ページに記載の、第一体育室及び第二体育室の2施設につきましては、基準使用料と現行使用料の額を比較して、1.5倍以上と基準使用料が現行を上回るため、現行使用料の1.5倍を上限として貸し切り使用に係る使用料を増額変更するほか、時間区分の全日分は、基本方針により、午前から夜間までの4区分を合計した金額の90%とすることから、あわせて見直すものでございます。

具体的な変更内容でございますが、まず、第一体育室の市内に居住する者のうち、入場料の類いを徴収しない者の使用料につきましては、時間区分の午前は、現行の6,000円から8,600円に、午後1及び午後2は4,500円から6,700円に、夜間は8,000

0円から1万2,000円に、全日は2万3,000円から3万600円に、それぞれ見直すものでございます。

次に、第二体育室の市内に居住する者のうち、入場料の類いを徴収しない者の使用料につきましても、午前は3,000円から4,500円に、午後1及び午後2は2,500円から3,500円に、夜間は4,000円から6,000円に、全日は1万2,000円から1万5,700円に、それぞれ見直すものでございます。なお、両施設に係る、市内に居住する者のうち、入場料の類いを徴収する者、市外に居住する者のうち、入場料の類いを徴収しない者及び徴収する者の各使用料の欄につきましては、先ほどご説明した倍率により設定されており、金額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

続いて、同ページの第一武道場、第二武道場、4ページに移りまして、弓道場、エアライフル場、相撲場、1つ飛びまして5ページに移り、卓球室、レクリエーションホール及び会議室の8施設につきましては、基本方針に基づき貸し切り使用に係る全日分の使用料を午前から夜間までの4区分を合計した金額の90%とするもので、会議室につきましては、あわせて4区分ごとの配分を見直しております。なお、見直し後の金額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

続いて、4ページにお戻りいただきまして、表下段にございます、トレーニング室につきましては、市が定めた利用者との負担割合において、当該施設は民間においても提供されているが、一部の市民にとっては必要不可欠な施設として、利用者の負担割合を25%から50%に見直すことに伴い、基準使用料と現行の使用料の額を比較して、1.5倍以上と基準使用料が現行の使用料を上回るため、一般公開使用に係る使用料について、市内に居住する者は現行の200円から300円に、市外に居住する者は400円から600円にそれぞれ増額変更するものでございます。

恐れ入りますが、6ページの別表2をご覧ください。こちらは朝日体育館の使用料でございますが、体育室につきましては、貸し切り使用に係る使用料に関し、基本方針に基づき全日分の使用料に90%の金額を設定するものです。見直し後の金額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、7ページの別表3をご覧ください。こちらは地域体育館の使用料となりますが、まず、体育室につきましては、貸し切り使用に係る使用料に関し、基本方針に基づき全日分の使用料に90%の金額を設定するものです。見直し後の金額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、会議室につきましては、貸し切り使用に係る使用料に関し、基準使用料と現行の使用料の額を比較して、0.75倍以下と基準使用料が現行を下回るため減額変更するほか、あわせて、基本方針に基づく時間区分ごとの配分の見直し及び全日分に90%の金額設定を行うものでございます。具体的な内容でございますが、午前、午後1、午後2は現行の500円から300円に、全日は2,000円から1,250円にそれぞれ変更するものでございます。

続きまして、使用料の変更に係る見直し後の使用料の算出根拠につきましてはご説明いたします。右ページの参考をご覧ください。こちらは基準使用料との比較表となっておりますが、左から、名称、単位、現行の使用料、基準使用料、比較、見直し後の使用料となっております。

す。別表1から3におきましてご説明いたしました基準使用料と現行の使用料の乖離をウの比較欄で示しており、基準使用料との比較において、1.5倍以上または0.75倍以下となった4施設について参考に記載しております。なお、増額変更となる総合体育館の第一体育室と第二体育室に係る見直し後の使用料につきましては、基準使用料まで達しておりませんが、こちらは基本方針における激変緩和措置として増額の場合は現行使用料の1.5倍を上限としていることによるものでございます。

恐れ入りますが、1ページの資料にお戻りください。続きまして、イの使用料の廃止につきましては、近年の利用状況を鑑み、総合体育館のサウナ機能を廃止することに伴い、その使用料を廃止するものでございます。

2ページに移りまして、(2)の減免の実施につきましては、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額または免除することができるものとするものでございます。

最後に、3の「適用日」でございますが、平成30年7月1日以後に使用の申し込みを受けた、平成31年1月1日以後の使用分から適用するものです。なお、総合体育館のサウナの使用料は、平成30年12月31日をもって廃止するものでございます。

以上で、第10号議案の説明を終わらせていただきます。

美術館副館長(須恵正之君) 続きまして、第11号議案「府中市美術館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出」につきまして、議案に基づき2の「内容」からご説明いたします。

使用料の変更につきましては、美術館の市民ギャラリーの使用料を変更するものです。

恐れ入りますが、2ページの別表「市民ギャラリー使用料」をご覧ください。文字及び数字の下にアンダーラインが引いてある部分が今回見直す箇所でございます。表の左から、見直し後の区分と使用料、現行の区分と使用料となっております。

今回の見直しは、大きく3点ございます。まず、現行の区分をご覧ください。現行の区分といたしましては、平日の区分の中に、Aとして市内に居住している者が使用者の場合と、Bとして市外に居住する者が使用者の場合、さらに、土曜日及び休日にAとBの区分がございますが、今回の見直しにより、土曜日及び休日の区分を廃止いたします。市民ギャラリーの使用につきましては、作品の搬入、展示、撤去、搬出が伴うため、原則火曜日から翌日曜日までを1単位としてご利用いただいております。この1単位の使用という施設の特性を踏まえるとともに、土曜日及び休日における使用促進等を図るため、変更するものです。

次に、2点目といたしまして、現行の区分Bである、市外に居住する者が使用者の場合の使用料を4万4,000円としていたものを、手数料、使用料の見直しに関する基本方針に基づき、市内に居住している者が使用者の場合の2倍である4万円に変更するものでございます。

最後に、3点目といたしまして、現在運用で行っておりますが、ギャラリーの2分の1使用につきまして、全面使用の半額とする旨、規定をいたします。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。最後に、3の「適用日」でございますが、府中市美術館では平成30年度に特定天井等改修工事により、平成30年9月3日から平成31年3月15日まで休館を予定しております。それにより、3の「適用日」にござ

いますとおり、平成30年7月1日以降に使用の申し込みを受けた、平成31年3月16日以後の使用に係る使用料からの適用といたします。

以上で、第11号議案の説明を終わらせていただきます。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 続きまして、第12号議案「府中市立教育センターに係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出」につきまして、お手元の議案に基づき1ページの2の「内容」からご説明申し上げます。

初めに、(1)使用料の見直しでございますが、ア、使用料の変更につきましては、(ア)から(エ)に記載する施設の使用料を変更するものでございます。

恐れ入りますが、2ページの別表をご覧ください。使用料の見直し後と現行の表でございます。表中、文字及び数字にアンダーラインが引いてある部分が、今回見直す箇所でございます。初めに、見直し後の区分A、B、Cについてでございますが、表の下段、使用者の区分をご覧ください。Aは社会教育法第22条に定める事業を行う教区委員会に登録されている団体、Bは市内在住者、市内在勤者及び市内在学者、Cはこれら以外の者とするものでございます。

続きまして、見直し後の使用料でございますが、区分Aにつきまして、利用者と市の負担割合を踏まえて、区分Bの半額の料金を設定するものでございます。区分B及びCにつきましては変更ございません。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。続きまして、イ、使用料の廃止でございますが、教育センターの映写室の廃止に伴い、その使用料を廃止いたします。

続きまして、(2)減免の実施でございますが、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができるものといたします。

最後に、3の「適用日等」でございますが、平成30年7月1日以降に使用の申し込みを受けた、平成31年1月1日使用分から適用いたします。なお、映写室の使用料は平成30年3月31日をもって廃止いたします。

以上で、第12号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。どれからでも結構ですので、ご質問をお受けしたいと思います。

委員（崎山 弘君） 議案第6号についてです。すべての項目に共通するのですが、減免の基準として「市長が認めるときは」という文章があります。これは市長から誰かに権限が委任されていると思うのですが、委任を受けた者は誰になるのでしょうか。

教育長（浅沼昭夫君） 減額、免除の根拠、その判断。権限者ですね。共通してということではよろしいですか。

文化生涯学習課長（古田 実君） まず、施設の管理と料金徴収という形に分かれますけれども、管理につきましては、教育委員会が所管となります。料金につきましては市長の所管という形になります。

委員（崎山 弘君） 何を言いたいかと言いますと、すべてについて直接市長の判断となるわけではなく、例えば、課長とか部長が当たると思うのですが、その担当者が恣意的にこれは減免しようとするわけではない。何かの基準があると思うのです。その基準に当て

はめて一件一件検討されて、減免するかどうかを判断するのでしょうか。一律に「市長が認めるときは減免あるいは減額あるいは免除する」とだけの規定では曖昧であり、市民にとって分かりやすい基準が表示されるべきです。そうでなければ、毎回毎回申請するたびに、「これはだめなのか？」とトラブルが起きるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

教育長（浅沼昭夫君） どうでしょうか。

文化スポーツ部長（五味田公子君） 今回、幾つかの条例の改定を出させていただいているのですが、その条例の制定意義ですとか、成り立ちによって、多少条例に規定しているもの、あるいは規則に規定しているものとバラバラな部分がございます。それで、今回の統一的に、この減免につきましては、市長が認める場合に減免ができるという事項を基本的には条例に規定をして、個別具体的なものについては、さらに規則、あるいはさらにその下に基準という形で段階を踏まえて規定をしていくというような考え方であります。ただ、実務といたしましては、施設管理者である、担当所管する課長が認める場合にはといったような実務で取り扱っております。

委員（崎山 弘君） 課長が認める場合となったときに、その課長が認める基準というものが公表されるのかどうかということです。

文化スポーツ部長（五味田公子君） 規則及び要綱については今、市民のほうへ公開されておりますので、そこで確認することができます。また、さらに詳しい取り扱いについては、施設の案内ですとか、そういったところで市民の方にお知らせしていくという状況がございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか、ご質問。

委員（齋藤裕吉君） 基準使用料をもとに判断して、現行の料金を整備していくという、そういうやり方なのですよ。この基準使用料というものが、こういうふうに改定されるということについては、市民の皆さんが、やはり最初、受け入れにくいという感情を持つ場合があるかもしれませんので、そういった意味ではこの基準使用料というのが、どういうふうに設定されているものであるかということまで説明しなくてはなりません。そこがわかれば、上がっても下がっても、「うん、そうか」と、市民の皆さんは納得してくださると思うのですけれども、その点についてどうでしょうか。ご説明、基準使用料の設定について、どこでどういう説明をしていくのかですね。

教育長（浅沼昭夫君） 全体についてということですが、すけれども。

文化スポーツ部長（五味田公子君） 今回は、平成26年5月に、市が基本方針を改めたところから始まっております。実はその前は、平成12年にこういった基本の考え方があったのですが、非常に社会情勢と乖離しているとか、いろいろな理由がございまして、平成26年5月に基本方針を改定しております。恐らく協議会のような場で、教育委員さんのほうにもその時点ではご説明を行ったものと認識しております。市民につきましては、26年の2月に、一旦基本方針の案として、パブリックコメント手続などを取りながら、ホームページに掲載をしたりして、市民の方にお知らせして、26年5月に、市の基本方針として定めております。現状も市のホームページ等では、この基本方針をご覧になることはできるという状況になっております。ただ、ここからご説明したほうがよかったかというところ

るもございますけれども、今回はこういった基本方針の上に、こういった部分について改定をしたいという申し出をさせていただいている状況でございます。

教育長（浅沼昭夫君） 手順を踏みながらやってきたということですが、そのことをさらに丁寧に説明をしておく必要もあるのではないかというご意見と承ってよろしいですか。

委員（齋藤裕吉君） そうということですね。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。

委員（崎山 弘君） 生涯学習センターの駐車場などでは、ゲートは今、1回入るといくらかという形になっているので、あの機械だと対応できないと思う、改修しないとイケないと思うのですが、それにどれくらいの期間、どれくらいの経費がかかるものかわかりますか。

文化生涯学習課長（古田 実君） 今、委員がおっしゃったとおり、現在の精算機ではそういった機能はございません。したがって、精算機を変える形になります。具体的な機能等については、現在、指定管理者のほうで研究、調査しているところでございますけれども、そういった形で入れかえはするということと、あと、期間的なものにつきましては、まだ具体的に工期等についてこれから調整するところでございますので、具体的な期間があらかじめわかる時期が来ましたら、またご案内したいと思います。

委員（崎山 弘君） 精算機には今、いろいろな種類があって、ナンバープレートを自動に読み込んでいて、あらかじめ精算すると出口のところで駐車券の提出が不要というタイプが楽でよいと思うのですが、やはり経費が掛かるのでしょうか。

文化生涯学習課長（古田 実君） まだ調整中ではございますけれども、現段階では現金という手法でやっておりますけれども、ただこのご時世、時代も大分変わってきておりますので、電子マネー方式的なところも取り入れていきたいなということで、現在その中身については検討しております。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

委員（那須雅美君） 今、崎山先生が質問されたのでふと思ったのですが、ここは生涯学習センター地下駐車場の、少し離れたところに、美術館と共用の砂利のところがありますね。あそこはどういう扱いになるのでしょうか。

文化スポーツ部長（五味田公子君） 現在、市の考え方といたしましては、屋内の駐車場については料金をいただくということで今までやっておりました。生涯学習センターと芸術劇場と市民聖苑ですね。今後につきましては、この駐車場の負担割合について、今までは50%利用者の方にご負担いただく、係る経費の50%と考えておりましたが、このたびの基本方針の変更により、係る経費の100%いただきますという形で変更いたしました。これは、民間施設との関係性というところです。そういった考えを踏まえまして、今後屋内ではない駐車場等についても料金をいただくかどうかは今、検討しているという状況でございます。

委員（那須雅美君） 今回は、まだこちらだけということですね。

教育長（浅沼昭夫君） いかがでしょうか。ご質問、ご意見。よろしいですか。

それでは、お諮りしてよろしいでしょうか。第6号議案「府中市立公民館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について」、第7号議案「府中市生涯学習センターに係る利用料金の適正化に伴う条例の改正の申出について」、第8号議案「府中市郷土の森博物館に係る利用料金に適正化に伴う条例の改正の申出について」、第9号議案「府中市体育施設に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について」、第10号議案「府中市立体育館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について」、第11号議案「府中市美術館に係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について」、第12号議案「府中市立教育センターに係る使用料の適正化に伴う条例の改正の申出について」、この7件について決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

それでは、これで平成30年第1回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。

---

午後4時40分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証  
するため、ここに署名する。

平成30年3月22日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

松田 努